

# **国道8号 彦根～東近江(仮称)**

**彦根長浜都市計画道路 3・3・7号 びわこ東部幹線**

**豊郷甲良都市計画道路 3・3・1号 びわこ東部幹線**

**湖東都市計画道路 3・3・1号 びわこ東部幹線**

**近江八幡八日市都市計画道路 3・3・4号 びわこ東部幹線**

## **環境影響評価書**

## **要約書**

**令和7年12月**

**滋賀県**



## — 目 次 —

第1章 都市計画対象道路事業の名称 .....	1-1
第2章 都市計画決定権者及び事業予定者の名称 .....	2-1
第1節 都市計画決定権者の名称 .....	2-1
第2節 事業予定者の名称 .....	2-1
第3章 都市計画対象道路事業の目的及び内容（事業特性） .....	3-1
第1節 都市計画対象道路事業の目的 .....	3-1
第2節 都市計画対象道路事業の内容 .....	3-2
1. 都市計画対象道路事業の種類 .....	3-2
2. 都市計画対象道路事業実施区域の位置 .....	3-2
3. 都市計画対象道路事業の規模 .....	3-2
4. 都市計画対象道路事業に係る道路の車線の数 .....	3-2
5. 都市計画対象道路事業に係る道路の設計速度 .....	3-2
6. 都市計画対象道路事業に係る道路の区間 .....	3-2
7. 都市計画対象道路事業に係る道路の区分、計画交通量、構造の概要 .....	3-5
8. 都市計画対象道路事業の工事計画の概要 .....	3-10
9. 都市計画対象道路の連結位置 .....	3-17
第3節 その他の都市計画対象道路事業に関する事項 .....	3-19
1. 都市計画対象道路事業の経緯 .....	3-19
2. 複数案の設定にあたっての考え方 .....	3-26
3. 計画段階環境配慮書以降方法書までの検討の経緯 .....	3-30
4. 方法書以降準備書までの検討の経緯 .....	3-30
5. 準備書以降評価書までの検討の経緯 .....	3-31
6. 環境保全への配慮事項 .....	3-32
第4章 都市計画対象道路事業実施区域及びその周囲の概況（地域特性） .....	4-1
第1節 自然的状況 .....	4-1
第2節 社会的状況 .....	4-4
第5章 計画段階環境配慮書における調査、予測及び評価の結果 .....	5-1
第6章 計画段階環境配慮書についての国土交通大臣意見と都市計画決定権者の見解 .....	6-1
第7章 計画段階環境配慮書の案についての意見と事業予定者の見解 .....	7-1
第1節 計画段階環境配慮書の案についての一般的環境の保全の見地からの意見と事業予定者の見解 .....	7-1
第2節 関係する地方公共団体の長からの意見と事業予定者の見解 .....	7-3
第8章 環境影響評価方法書について環境の保全の見地からの意見を有する者の意見の概要と都市計画決定権者の見解 .....	8-1
第9章 環境影響評価方法書についての知事意見と都市計画決定権者の見解 .....	9-1

第 10 章 都市計画対象道路事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法	10-1
第 1 節 専門家等による技術的助言	10-1
第 2 節 環境影響評価の項目	10-3
第 3 節 調査、予測及び評価の手法	10-3
第 11 章 環境影響評価の結果	11-1
第 12 章 都市計画対象道路事業に係る環境影響の総合的な評価	12-1
第 13 章 事後調査	13-1
第 1 節 環境影響評価法に基づく事後調査	13-1
第 2 節 滋賀県環境影響評価条例に基づく事後調査	13-1
第 14 章 環境影響評価準備書について環境の保全の見地からの意見を有する者の意見の概要と 都市計画決定権者の見解	14-1
第 15 章 環境影響評価準備書についての知事意見と都市計画決定権者の見解	15-1
第 16 章 環境影響評価書についての国土交通大臣意見及び都市計画同意権者意見と 都市計画決定権者の対応	16-1
第 17 章 環境影響評価の委託先	17-1

本書に掲載した地図の作成に当たっては、国土地理院発行の 20 万分の 1 地勢図、数値地図 50000（地図画像）及び基盤地図情報を加工して作成した。

測量法に基づく国土地理院長承認（使用）R 7JHs 444

測量法に基づく国土地理院長承認（複製）R 7JHf 202

本製品を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。

## 第1章 都市計画対象道路事業の名称

国道8号 彦根～東近江（仮称）

彦根長浜都市計画道路	3・3・7号	びわこ東部幹線
豊郷甲良都市計画道路	3・3・1号	びわこ東部幹線
湖東都市計画道路	3・3・1号	びわこ東部幹線
近江八幡八日市都市計画道路	3・3・4号	びわこ東部幹線

## **第2章 都市計画決定権者及び事業予定者の名称**

### **第1節 都市計画決定権者の名称**

都市計画決定権者の名称： 滋賀県

代表者の氏名： 滋賀県知事 三日月 大造

住 所： 〒520-8577 滋賀県大津市京町四丁目1番1号

### **第2節 事業予定者の名称**

事業予定者の名称： 国土交通省 近畿地方整備局

代表者の氏名： 国土交通省 近畿地方整備局長 斎藤 博之

住 所： 〒540-8586 大阪府大阪市中央区大手前3丁目1番41号

## 第3章 都市計画対象道路事業の目的及び内容（事業特性）

### 第1節 都市計画対象道路事業の目的

対象地域である彦根～東近江間※では、日常的な渋滞の発生により、高速ICまでのアクセス性が悪く産業活動や観光振興の妨げになっています。

また、渋滞に付随して国道8号では追突事故が多数発生しており、渋滞を回避するために幅員の狭い生活道路へ交通が流入することから、歩行者と車両の接触事故の危険性も高い地域となっています。

以上の産業、渋滞、事故、観光に関わる課題を解決するために、都市計画対象道路事業では以下の4つの政策目標を設定し、より良い地域づくりに寄与する事を目的とします。

1. 産業振興の促進
2. 渋滞の緩和
3. 交通安全の確保
4. 観光振興の促進



※終点部は近江八幡市の一部を含みます。

図 3-1 都市計画対象道路事業の位置

## 第2節 都市計画対象道路事業の内容

### 1. 都市計画対象道路事業の種類

一般国道の改築

### 2. 都市計画対象道路事業実施区域の位置

都市計画対象道路事業により土地の形状の変更並びに工作物の新設及び増改築がある範囲を「都市計画対象道路事業実施区域」（以下、「実施区域」とします。）と言い、その位置は図3-2及び図3-3に示すとおりです。

また、都市計画対象道路事業に係る地域特性の把握は、原則として「実施区域及びその周囲」（以下、「調査区域」とします。）で行い、統計資料等の行政単位による文献調査の場合は、「調査区域に含まれる彦根市、近江八幡市、東近江市、米原市、愛知郡愛荘町、犬上郡豊郷町、犬上郡甲良町、犬上郡多賀町の4市4町」（以下、「関係市町」とします。）で行いました。これらの関係市町は、表3-1に示すとおりです。

表3-1 関係市町

県名	市町名
滋賀県	彦根市
	近江八幡市
	東近江市
	米原市
	愛知郡愛荘町（以下、「愛荘町」とします。）
	犬上郡豊郷町（以下、「豊郷町」とします。）
	犬上郡甲良町（以下、「甲良町」とします。）
	犬上郡多賀町（以下、「多賀町」とします。）
計	4市4町

### 3. 都市計画対象道路事業の規模

延長：約23.6km

### 4. 都市計画対象道路事業に係る道路の車線の数

車線数：4車線

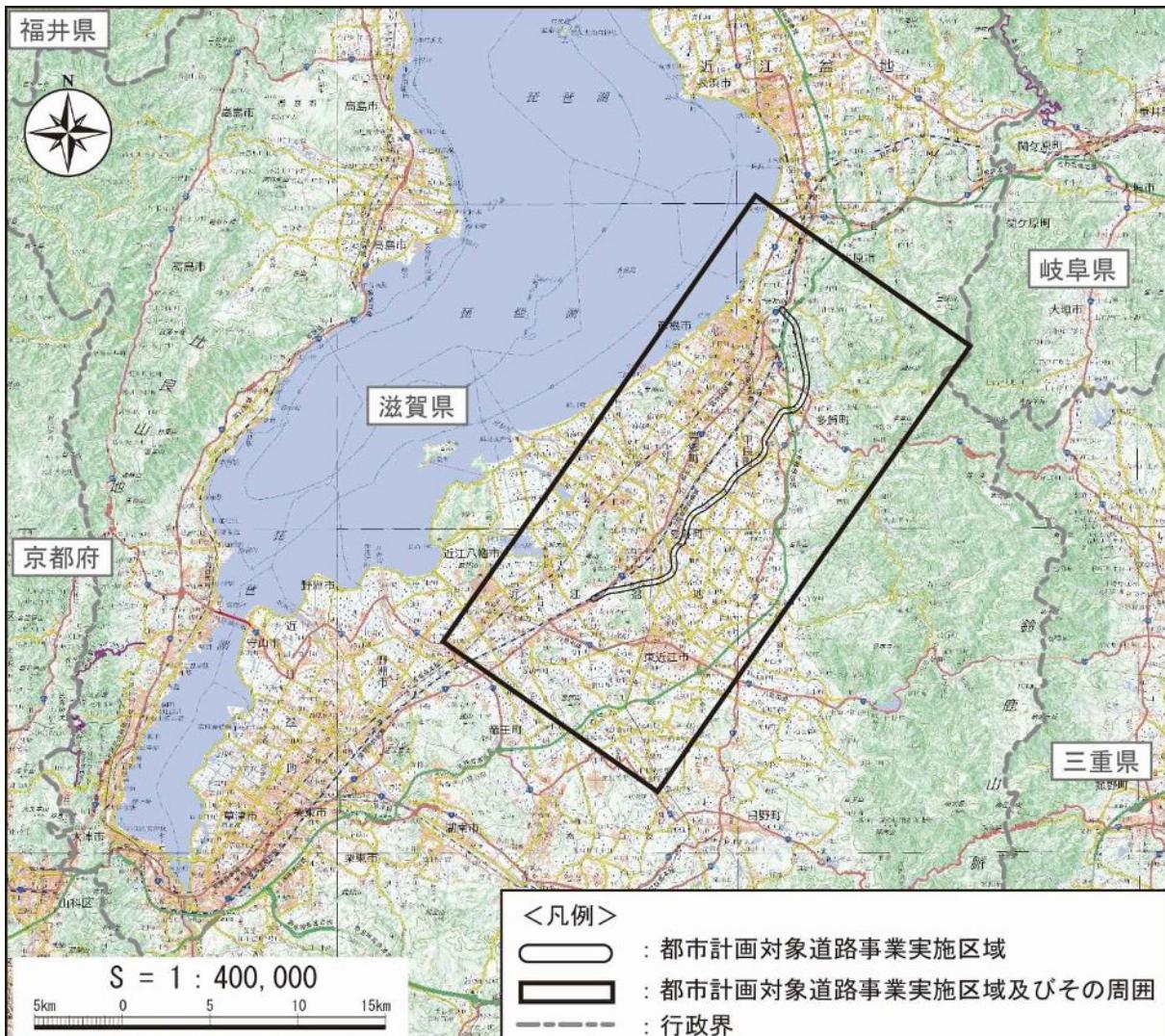
### 5. 都市計画対象道路事業に係る道路の設計速度

設計速度：80km/時

### 6. 都市計画対象道路事業に係る道路の区間

起点：滋賀県彦根市

終点：滋賀県近江八幡市



注) 調査区域は、都市計画対象道路事業実施区域及びその周囲を示す。

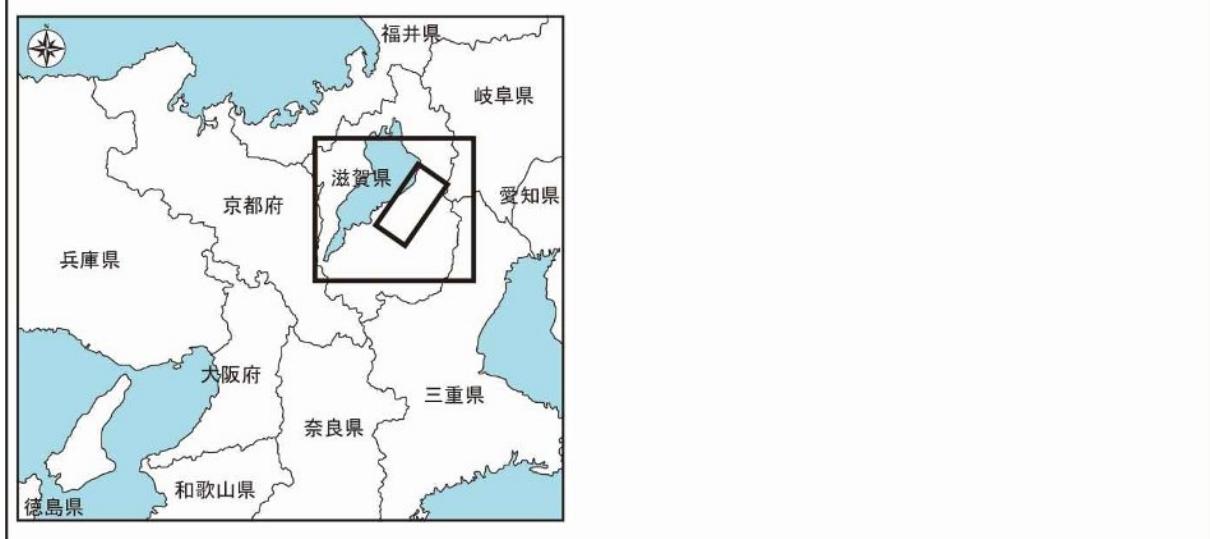


図 3-2 都市計画対象道路事業実施区域の位置

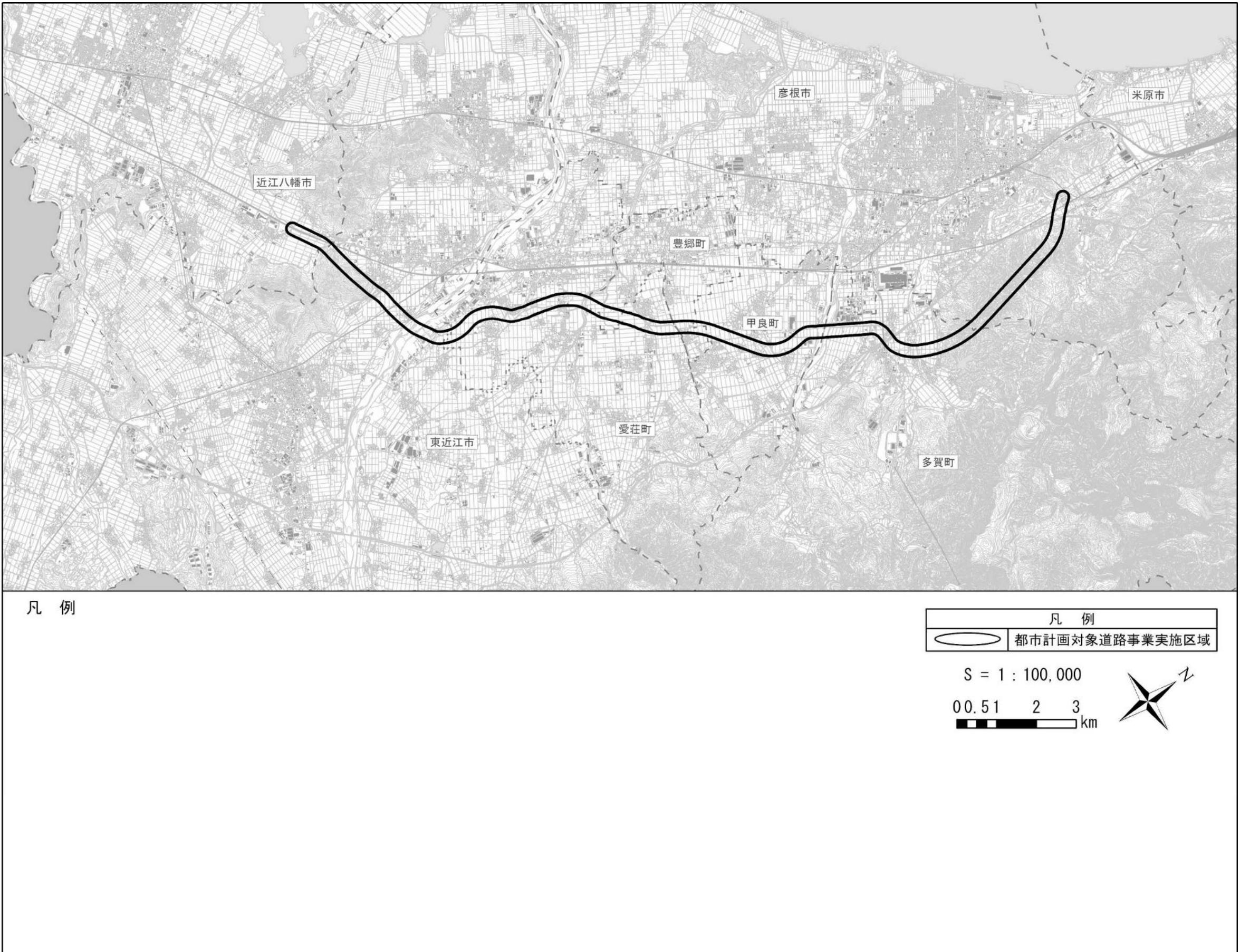


図 3-3 都市計画対象道路事業実施区域の位置

## 7. 都市計画対象道路事業に係る道路の区分、計画交通量、構造の概要

### 7.1 道路の区分

第3種第1級

### 7.2 計画交通量

計画交通量は、「平成27年度道路交通センサス（全国道路交通情勢調査）」（国土交通省）を基に以下の推計手順を用いることにより算出しました。

推計年次は、幹線道路ネットワークの整備が概ね完了し、供用開始後定常状態になる時期及び環境影響が最大となる時期と見込まれる西暦2040年としました。

#### (1) 推計手順

計画交通量の推計手順は図3-4に、各段階の考え方は以下に示すとおりです。

【現況】

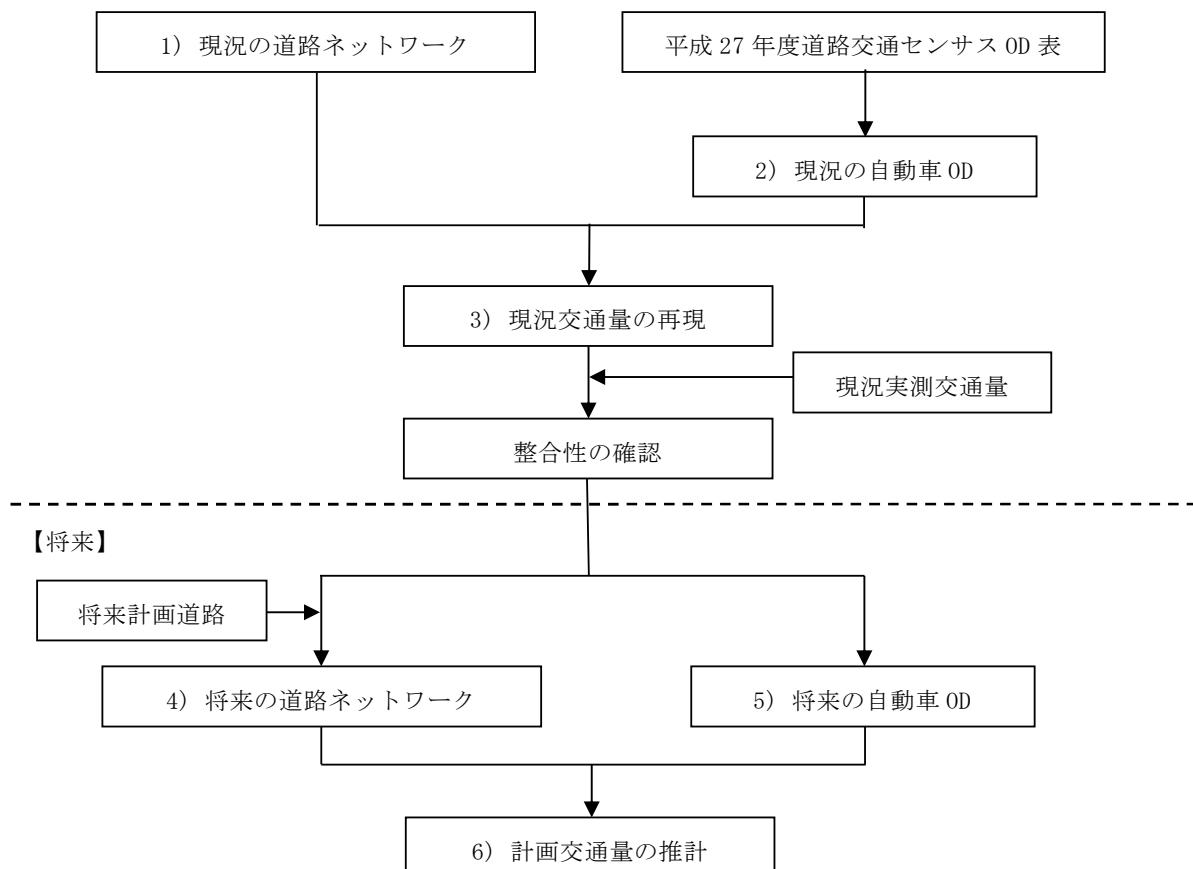


図3-4 計画交通量推計手順

#### 1) 現況の道路ネットワーク

現況の道路ネットワークについては、対象とする道路を次のように設定しました。

- ・都市計画対象道路周辺地域：高速自動車国道、国道、県道、主要な市町村道
- ・その他の地域 : 高速自動車国道、国道、県道、主要な市町村道

## 2) 現況の自動車OD

現況の自動車ODは、平成27年度道路交通センサスの自動車起終点調査(OD調査)結果を用い、現況の自動車ODを作成しました。

## 3) 現況交通量の再現

現況交通量の再現は、「1) 現況の道路ネットワーク」と「2) 現況の自動車OD」を用いて行い、平成27年度道路交通センサスの現況交通量との整合性を確認しました。

なお、再現計算を行う場合には以下の考え方で行いました。

- ・自動車が出発地から目的地まで移動するとき、所要時間が最も短い経路が選択される。
- ・有料道路に関しては、一般道との所要時間の差及び料金に応じ、転換が生じる。

## 4) 将来の道路ネットワーク

将来の道路ネットワークは、「1) 現況の道路ネットワーク」に各推計年次までに整備が見込まれる路線を加え作成しました。

## 5) 将来の自動車OD

将来の自動車ODは、平成27年度道路交通センサスを用いて作成された将来の自動車ODを基に、「2) 現況の自動車OD」と同様の考え方により作成しました。

## 6) 計画交通量の推計

計画交通量の推計は、「4) 将来の道路ネットワーク」と「5) 将来の自動車OD」を基に、将来の計画交通量を推計しました。

### (2) 推計結果

計画交通量(西暦2040年)は、表3-2に示すとおりです。

表3-2 計画日交通量

区分	区間	日交通量(台/日)
彦根市域	彦根市鳥居本町～多賀町木曽	28,200
多賀町域	多賀町木曽～多賀町多賀	34,600
	多賀町多賀～多賀町敏満寺	33,600
	多賀町敏満寺～甲良町横関	42,500
甲良町域 (豊郷町一部含む)	甲良町横関～甲良町下之郷	34,500
	甲良町下之郷～豊郷町雨降野	38,200
愛莊町域 (豊郷町一部含む)	豊郷町雨降野～愛莊町吉田	42,900
	愛莊町吉田～愛莊町市	41,600
	愛莊町市～愛莊町東円堂	43,300
	愛莊町東円堂～東近江市南清水町	33,500
東近江市域	東近江市南清水町～東近江市五個荘奥町	31,500
	東近江市五個荘奥町～東近江市五個荘平阪町	28,100
近江八幡市域	東近江市五個荘平阪町～近江八幡市安土町石寺	24,800
	近江八幡市安土町石寺～近江八幡市安土町東老蘇	34,900

### 7.3 構造の概要

#### (1) 道路構造の種類（平面、盛土、切土、トンネル、橋若しくは高架、その他の構造）、概ねの位置、延長

対象道路については、主に地表式（平面構造、盛土構造、切土構造）、嵩上式（橋梁・高架構造、盛土構造）、地下式（トンネル構造）を計画しています。

道路構造の種類の区分は表 3-3 及び図 3-5 に、標準横断図は図 3-6 に示すとおりです。

表 3-3 道路構造の種類の区分

道路構造の区分	延長	
平面構造	上り	約 0.8km
	下り	約 0.8km
盛土構造	上り	約 13.6km
	下り	約 13.4km
切土構造	上り	約 0.3km
	下り	約 0.5km
橋梁・高架構造	上り	約 2.8km
	下り	約 2.8km
トンネル構造	上り	約 5.9km
	下り	約 5.9km
その他の構造	上り	約 0.2km
	下り	約 0.2km
計	上り	約 23.6km
	下り	約 23.6km

#### (2) インターチェンジ等の有無、概ねの位置

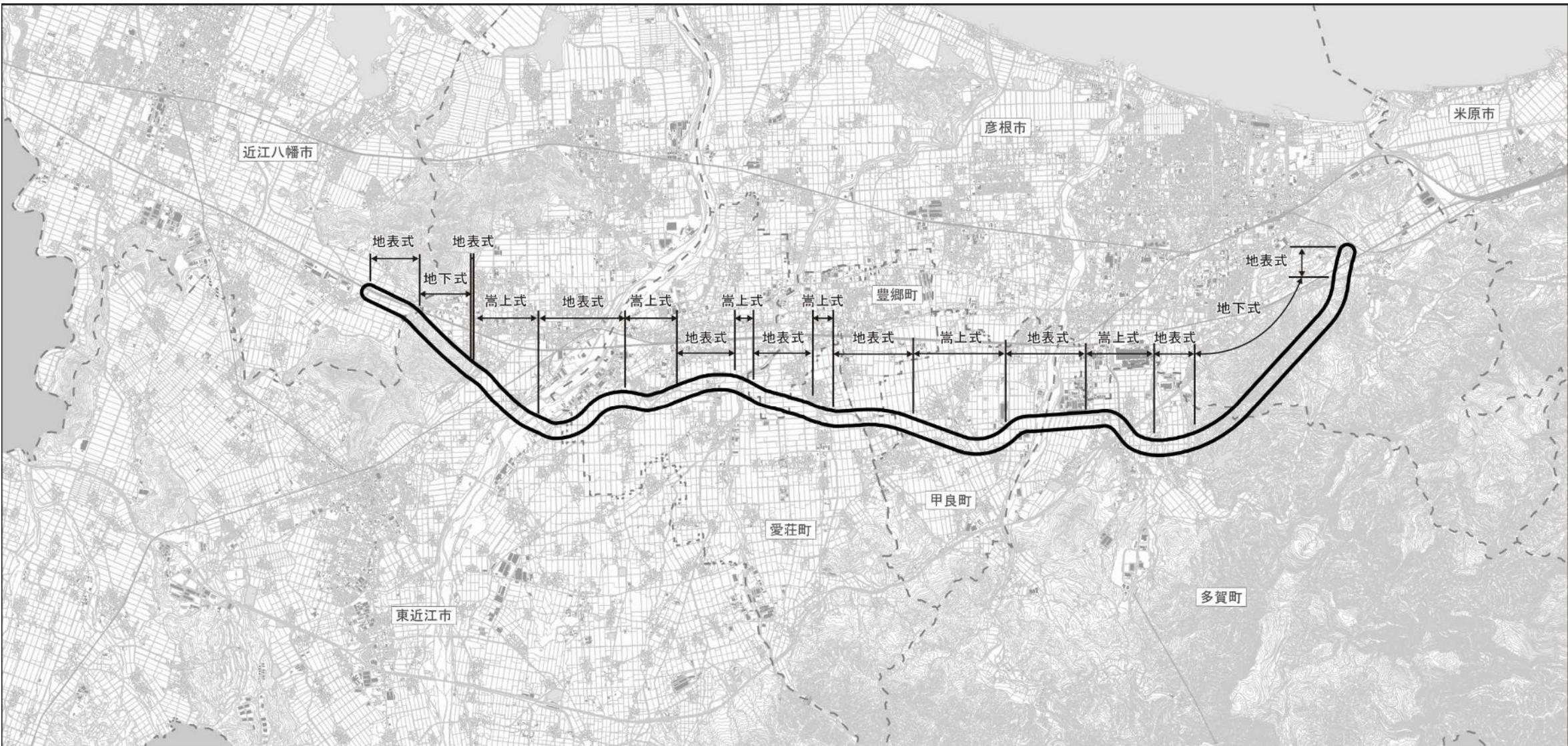
都市計画対象道路事業において、インターチェンジの設置の計画はありません。

#### (3) 休憩所（パーキングエリア、サービスエリア）の存在の有無、設置が想定される概ねの位置

都市計画対象道路事業において、休憩所の設置の計画はありません。

#### (4) 換気塔の存在の有無、設置が想定される概ねの位置

都市計画対象道路事業において、換気塔の設置の計画はありません。



凡 例

	凡 例
	都市計画対象道路事業実施区域

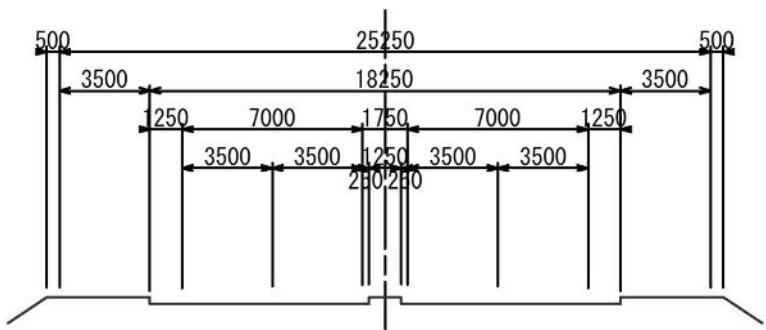
S = 1 : 100,000

0.5 1 2 3 km

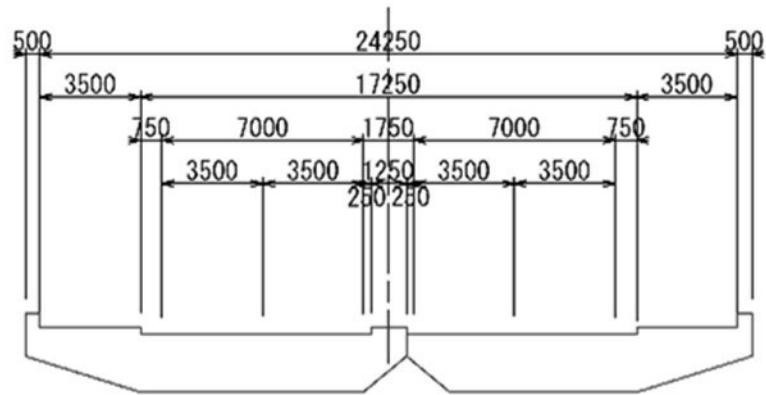


図 3-5 道路構造区分図

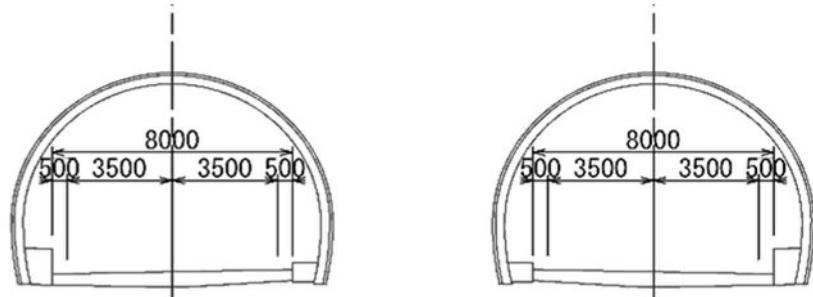
地表式



嵩上式



地下式



(单位 : mm)

図 3-6 標準横断図

## 8. 都市計画対象道路事業の工事計画の概要

### 8.1 本線工事における区分（土工、トンネル、橋梁・高架）、概ねの位置、延長

本事業の工事は、土工、橋梁工、トンネル工の3種類から構成されます。

工事区分及び想定される工種は表3-4に示すとおりです。

表3-4 主な工事区分の概要

道路構造の種類		工事区分	想定される工種		延長		
土工部	平面部 盛土部	土工	準備工、擁壁工、道路土工（盛土工）、法面工、舗装工		上り	約14.4km	
			下り	約14.3km			
			計	約28.7km			
	切土部		準備工、掘削工、法面工、舗装工		上り	約0.5km	
					下り	約0.6km	
					計	約1.1km	
橋梁部・高架部		橋梁工	準備工、基礎杭工、掘削工、土留工、橋台・橋脚工、橋桁架設工、床版工、舗装工		上り	約2.8km	
					下り	約2.8km	
					計	約5.6km	
トンネル部		トンネル工	準備工、掘削工、支保工、覆工、舗装工、トンネル設備工		上り	約5.9km	
					下り	約5.9km	
					計	約11.8km	

### 8.2 工事施工ヤード、工事用道路等の設置が想定される概ねの位置

工事施工ヤードは、対象道路の区域内を極力利用する計画となっています。また、工事用道路は、対象道路の区域内及び既存道路を極力利用する計画となっています。

資材及び機械の運搬に用いる車両（以下、「工事用車両」とします。）は大別すると、盛土及び掘削土の搬入搬出用等のダンプトラック、鋼材等の資材搬入のトレーラ、トラック及びコンクリート搬入のコンクリートミキサー車です。

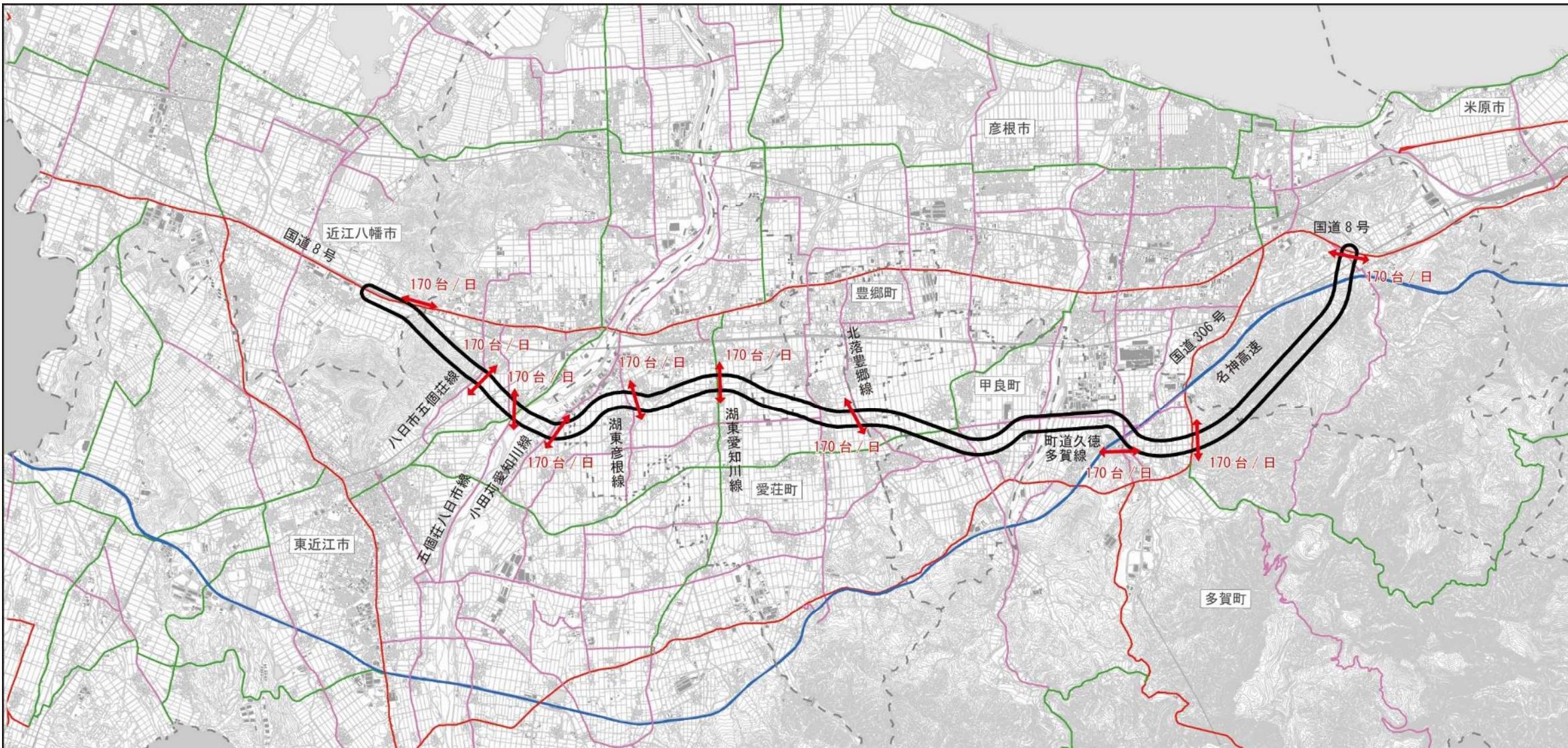
想定される主な工事用車両の運行ルート及び運行台数は、表3-5及び図3-7に示すとおりです。

表3-5 工事用車両の運行ルート及び運行台数

地点	車両の運行ルート	1日最大延べ工事用車両台数（台/日）
彦根市佐和山	国道8号	170
多賀町木曾	国道306号	170
多賀町多賀	町道久徳多賀線	170
豊郷町雨降野	北落豊郷線（県道222号）	170
愛荘町市	湖東愛知川線（県道28号）	170
愛荘町東円堂	湖東彦根線（県道213号）	170
東近江市南清水町	小田苅愛知川線（県道529号）	170
東近江市五個荘奥町	五個荘八日市線（県道328号）	170
東近江市五個荘平阪町	八日市五個荘線（県道209号）	170
近江八幡市安土町石寺	国道8号	170

注1) 工事用車両が運行する時間は、8時～12時、13時～17時を計画した。

注2) 1日最大延べ工事用車両台数は、往復の台数を示す。



凡例

記号	名称
—	高速自動車国道
—	一般国道
—	主要地方道（都道府県道）
—	一般都道府県道
←→	工事用車両の運行ルート

凡例	
○	都市計画対象道路事業実施区域

S = 1 : 100,000

0 0.5 1 2 3 km



注) 工事用車両の台数は、工事期間中の1日最大延べ台数（往復の台数）を示す。

出典：「平成 27 年度全国道路・街路交通情勢調査」（平成 30 年 4 月、一般財団法人交通工学研究会）

図 3-7 工事用車両の運行ルート

## 8.3 施工方法

### (1) 土工

#### 1) 盛土部（平面部含む）

土工（盛土部）の施工順序は、図 3-8 に示すとおりです。

準備工として工事用道路の建設、工事施工ヤードの整備及び機材の搬入を終えた後、擁壁工を施します。擁壁の構築後、盛土工として実施区域内より運搬された土砂等をまき出し、敷均した後に転圧機械により締め固め作業を行います。この作業を繰り返し、舗装面下まで盛土を構築します。盛土工を進めた段階で、機械による法面整形及び法面緑化を施工して法面保護を行います。最後に機械施工により舗装面を施工して完成となります。

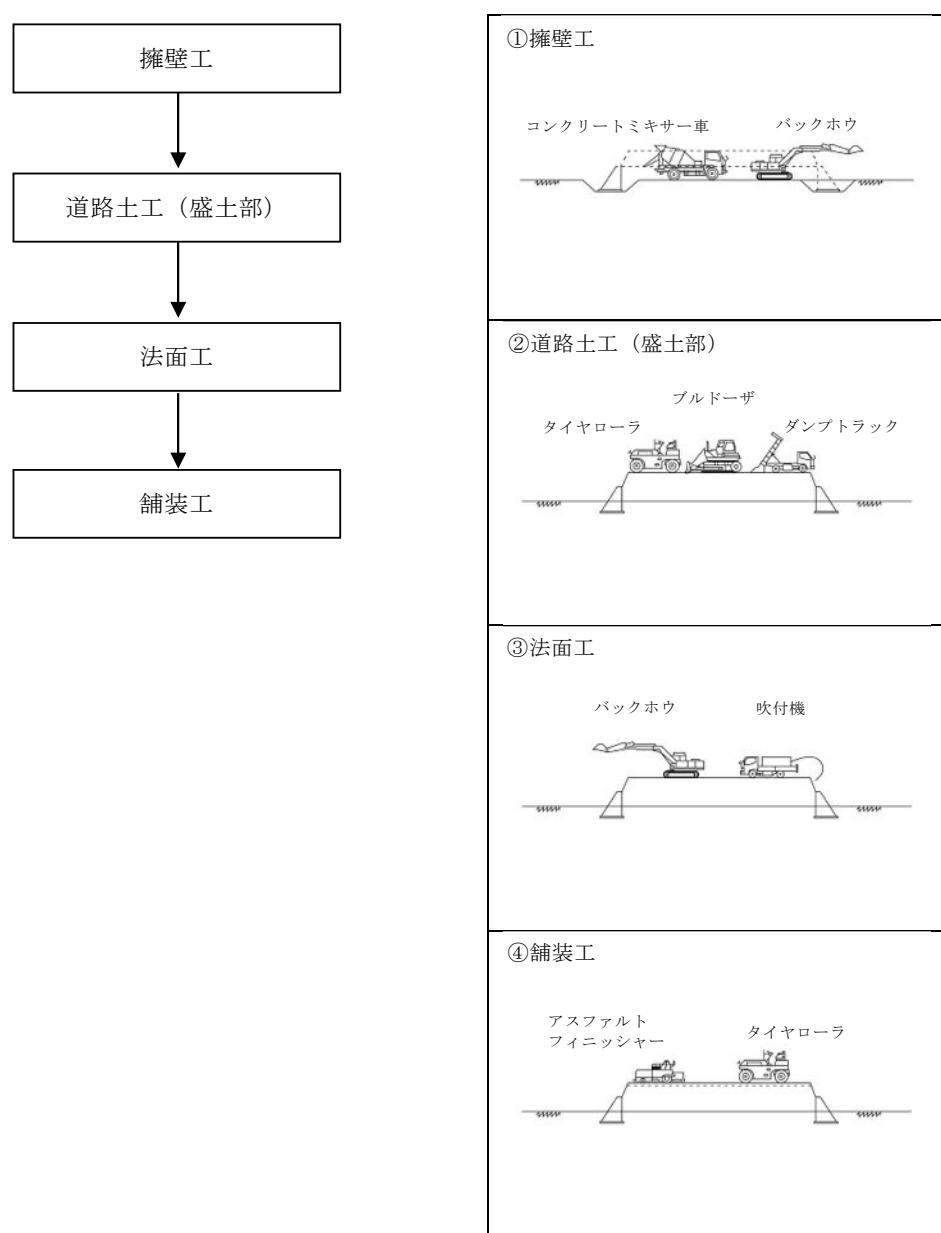


図 3-8 土工（盛土部）の施工順序

## 2) 切土部

土工（切土部）の施工順序は、図 3-9 に示すとおりです。

準備工として工事用道路の建設、工事施工ヤードの整備及び機材の搬入を終え、掘削工を施工した後に、機械による法面整形及び法面緑化等を施工して法面保護を行います。最後に機械施工により、舗装工を施工して完成となります。なお、掘削した土砂は、トラック等により盛土部に運搬し、盛土材として転用します。

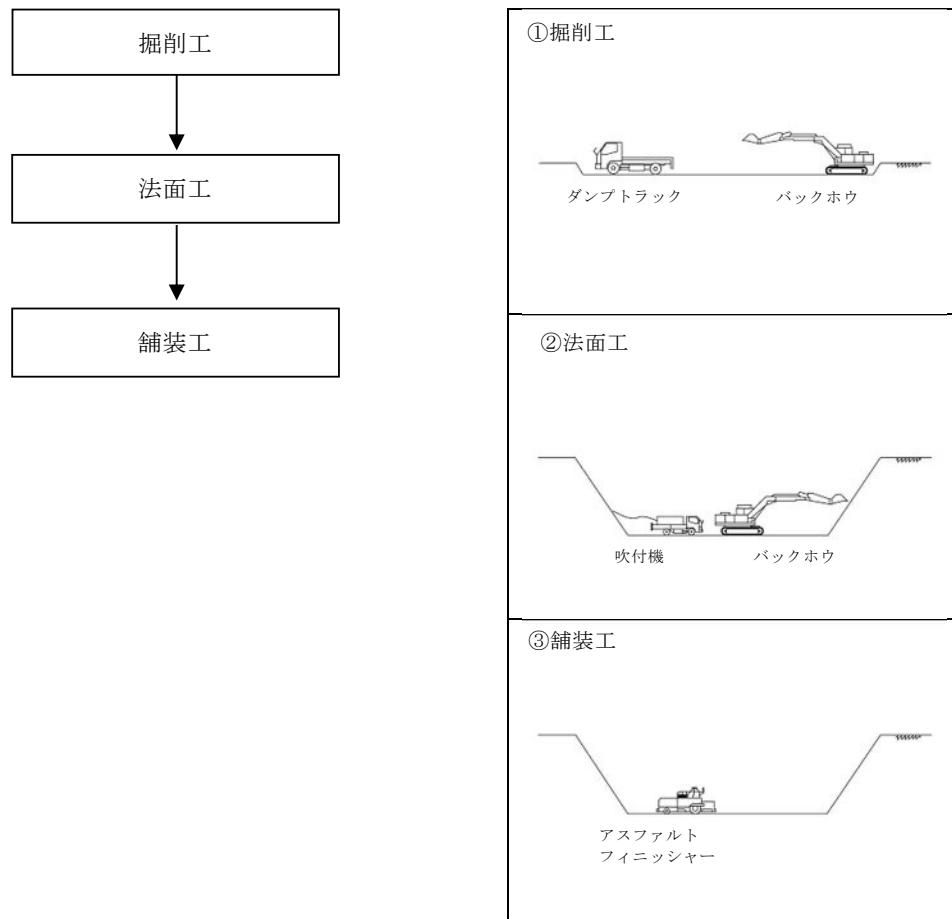


図 3-9 土工（切土部）の施工順序

## (2) 橋梁工（橋梁部・高架部）

橋梁工の施工順序は、図 3-10 に示すとおりです。

準備工として工事用道路の建設、工事施工ヤードの整備及び機材の搬入を終え、最初に橋台・橋脚の基礎としての杭を施工し、土留め、掘削を行った後、橋台・橋脚の躯体を構築します。躯体完成後、橋桁を架設し、床版を施工した後に舗装工を施工して完成となります。

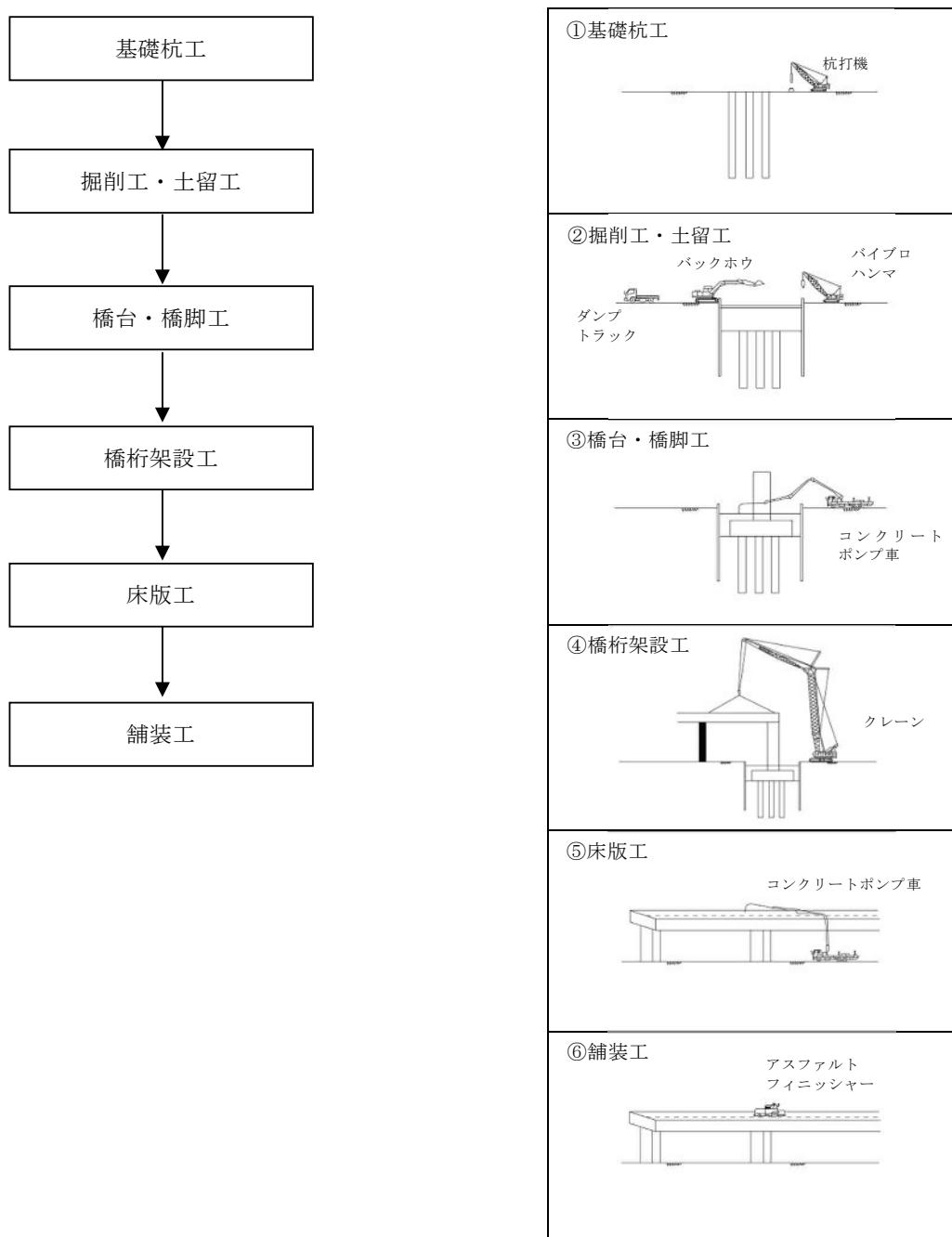


図 3-10 橋梁工の施工順序

### (3) トンネル工（トンネル部）

トンネル工の施工順序は、図 3-11 に示すとおりです。

準備工として工事用道路の建設、工事施工ヤードの整備及び機材の搬入を終え、掘削工を施工した後に、掘削した壁面にコンクリートを吹き付けて固め、さらにロックボルトを打設して地山と一体化させる工法で施工します。最後に舗装工・トンネル設備工を施工して完成となります。

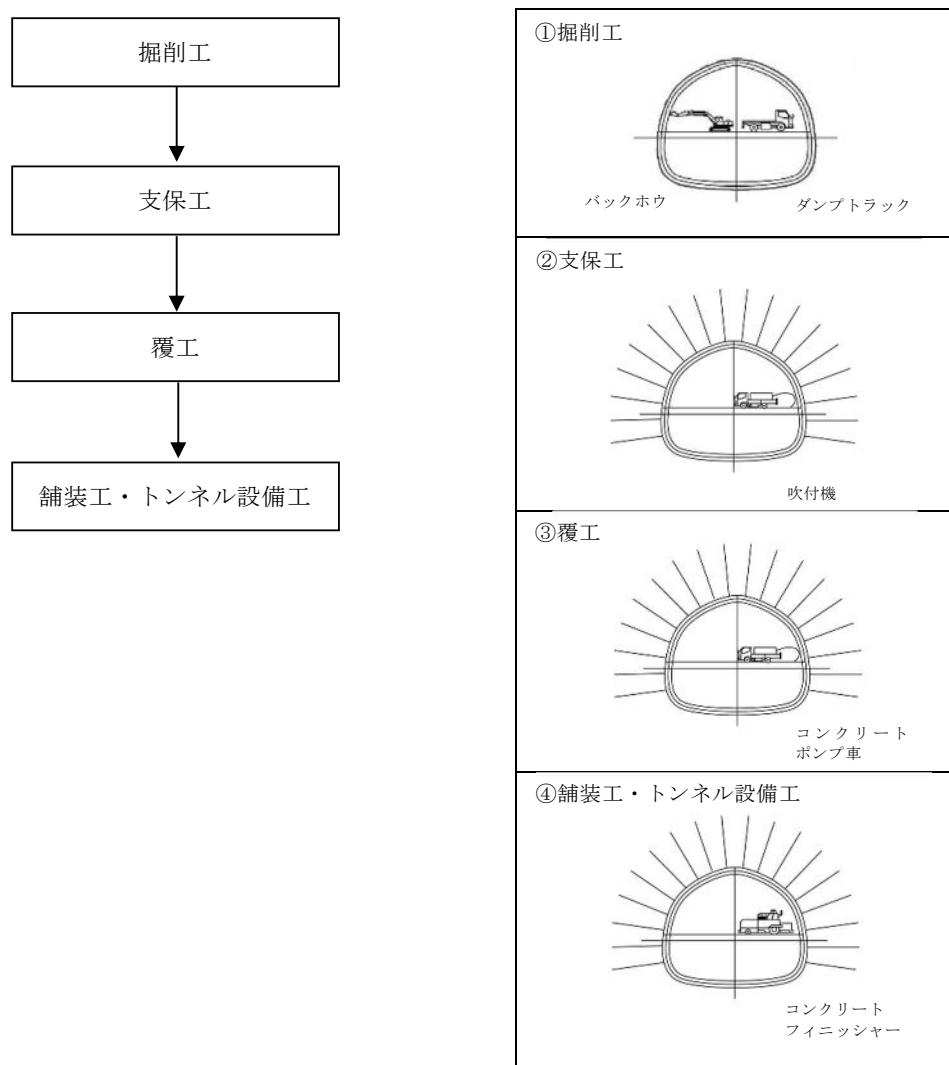


図 3-11 トンネル工の施工順序

#### 8.4 作業内容及び作業工程

各工事の主な作業内容と使用する主な建設機械及び工事用車両は、表 3-6 に示すとおりです。

また、作業工程は、表 3-7 に示すとおりです。

表 3-6 使用する主な建設機械及び工事用車両

区分	主な工種	主な作業内容（種別）	主な建設機械及び工事用車両
土工	擁壁工	支保工、コンクリート工	コンクリートミキサー車、クレーン、バックホウ
	道路土工	盛土工	ブルドーザ、タイヤローラ、ダンプトラック
	法面工	法面整形工、種子吹付工	バックホウ、吹付機、トラック
	掘削工	掘削工	バックホウ、クレーン、ダンプトラック
	舗装工	アスファルト舗装工	アスファルトフィニッシャー、タイヤローラ
橋梁工	基礎杭工	場所打杭工 (オールケーシング)	オールケーシング掘削機
	土留工	土留工	クレーン、バイブロハンマー
	掘削工	掘削工	バックホウ、ダンプトラック、クレーン
	橋台・橋脚工	コンクリート工	コンクリートポンプ車、クレーン
	橋桁架設工	橋桁架設工	クレーン
	床版工	コンクリート工	コンクリートポンプ車、クレーン
	舗装工	アスファルト舗装工	アスファルトフィニッシャー
トンネル工	掘削工・支保工	掘削工、支保工	トンネル掘削機、ブルドーザ、吹付機、バックホウ、ダンプトラック
	覆工	コンクリート工	コンクリートポンプ車
	舗装工・トンネル設備工	コンクリート舗装工、トンネル設備工	コンクリートフィニッシャー

表 3-7 作業工程表

工事区分	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	10年目	11年目	12年目	13年目	14年目	15年目	16年目
土工	■	■	■	■			■	■	■	■				■		
橋梁工	■				■					■			■			
トンネル工	■	■	■	■	■				■	■	■	■	■		■	

## 9. 都市計画対象道路の連結位置

都市計画対象道路の連結位置は、表 3-8 及び図 3-12 に示すとおりです。

表 3-8 都市計画対象道路の連結位置

区分	連結位置	接続道路名
彦根市域	彦根市鳥居本町	米原バイパス
		国道 8 号
多賀町域	多賀町木曾	国道 306 号
	多賀町多賀	町道久徳中川原線
	多賀町敏満寺	町道敏満寺高宮線
甲良町域（豊郷町一部含む）	甲良町北落	甲良町道
	甲良町横関	敏満寺野口線（県道227号）
	甲良町法養寺	町道池寺下之郷線
愛荘町域（豊郷町一部含む）	豊郷町雨降野	北落豊郷線（県道222号）
	愛荘町吉田	愛荘町道
	愛荘町市	湖東愛知川線（県道28号）
	愛荘町東円堂	湖東彦根線（県道213号）
東近江市域	東近江市南清水町	小田苅愛知川線（県道529号）
	東近江市五個荘奥町	五個荘八日市線（県道328号）
	東近江市五個荘平阪町	八日市五個荘線（県道209号）
近江八幡市域	近江八幡市安土町石寺	国道8号
	近江八幡市東老蘇	市道上出石寺線
		市道老蘇中央線
		国道8号

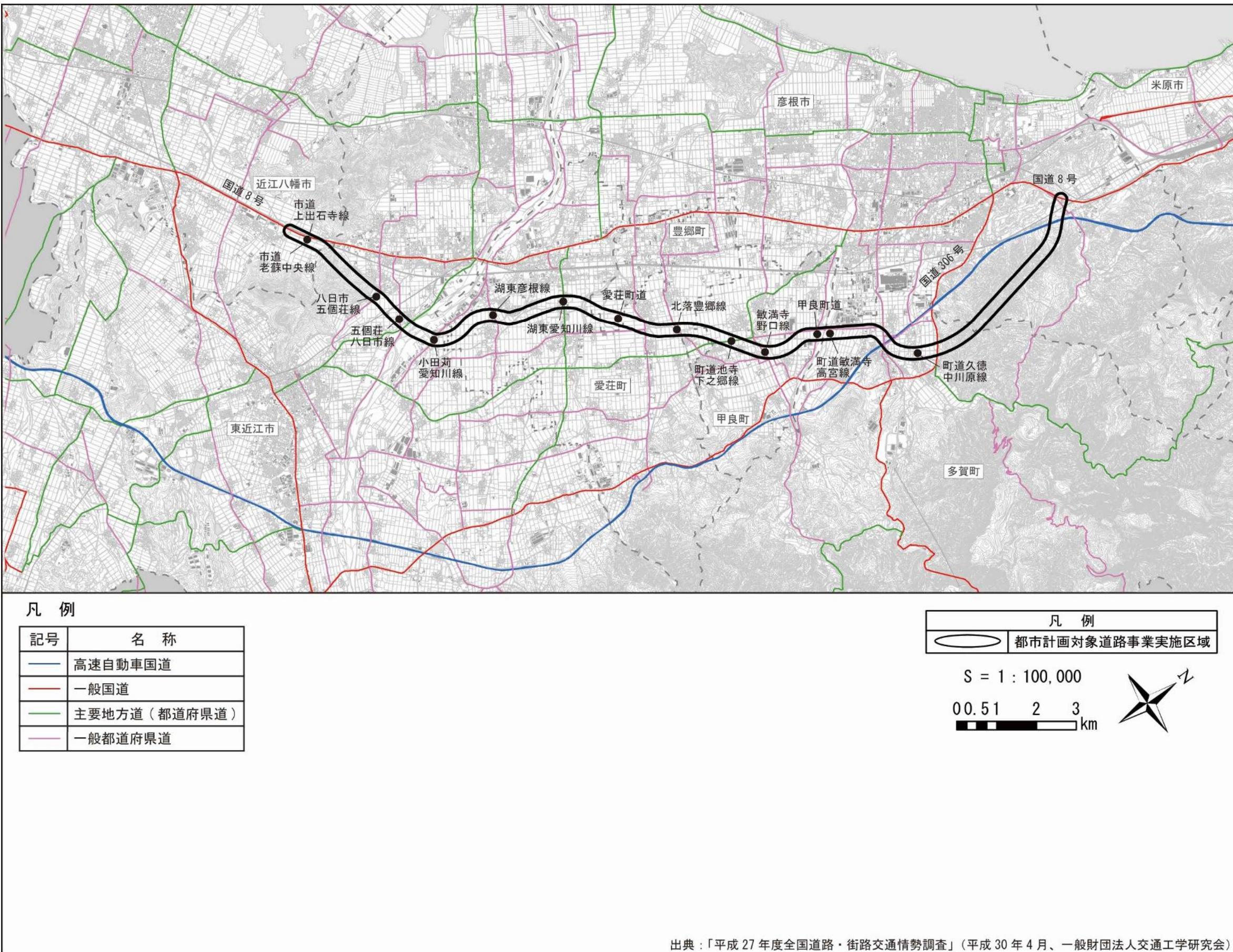


図 3-12 都市計画対象道路の連結位置

### 第3節 その他の都市計画対象道路事業に関する事項

#### 1. 都市計画対象道路事業の経緯

国道8号は、新潟県新潟市から京都府京都市へ至る延長約600kmの一般国道であり、地域の南北軸を担う主要幹線道路です。しかし、対象地域である彦根～東近江間では、幹線道路の不足、国道8号沿道の土地利用の高度化によって、短距離移動の生活交通と物流交通が混在し、日常的な渋滞が発生しており、主要幹線道路の機能が果たせていません。

対象地域には、大規模な事業所や優れた観光施設が多数立地していますが、国道8号の渋滞が、産業や観光の振興を阻害しています。また、国道8号で追突事故が多数発生していることに加え、渋滞を回避するために幅員の狭い生活道路へ交通が流入することから、歩行者と車両の接触事故の危険性も高い地域となっています。

そのため、滋賀県彦根市～滋賀県東近江市に至る道路事業の効率的な実施に関し、平成28年度から計画段階評価の手続きを実施しており、構想段階における道路計画のアンケート調査や「社会資本整備審議会 道路分科会 近畿地方小委員会」（以下、「近畿地方小委員会」とします。）を3回実施し、県民等や関係する地方公共団体の長からの意見、近畿地方小委員会での有識者の意見等を踏まえ、総合的に検討してきました。

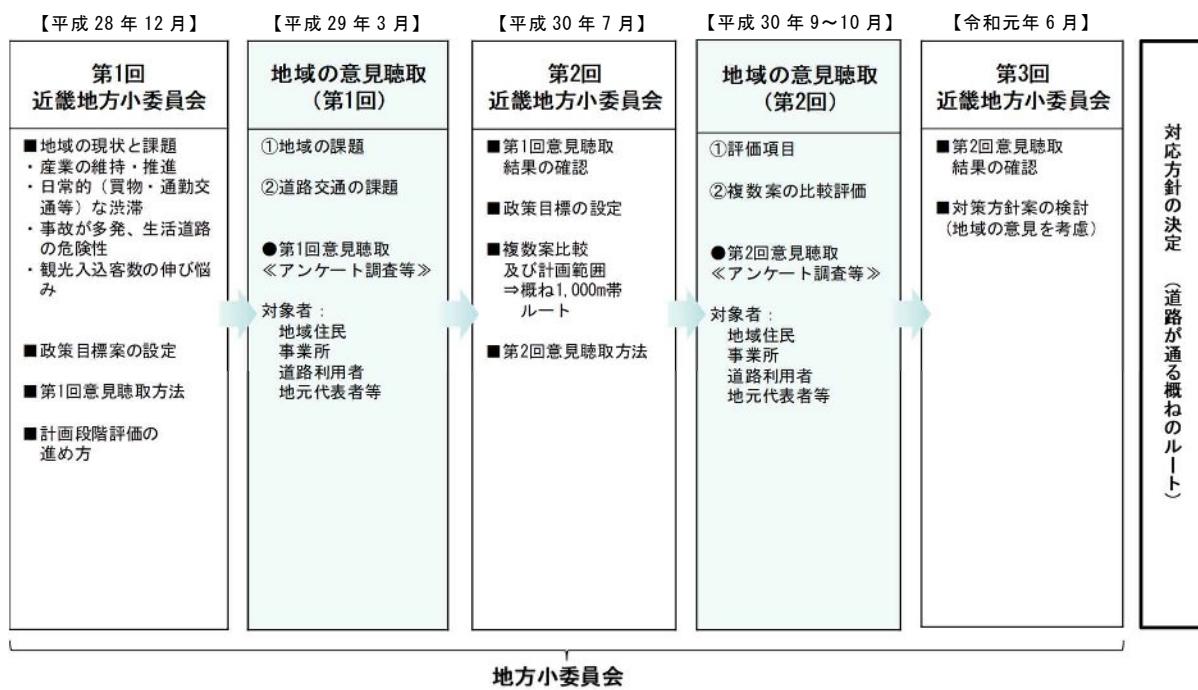


図 3-13 意見聴取の状況

## 現状と課題①

## 事業所から高速ICまでのアクセス性が悪い

国道8号彦根～東近江や周辺道路の渋滞により、事業所から高速ICまでアクセスするのに時間がかかり、産業活動の発展の妨げになっています。



図 3-14(1) 地域の課題「現状と課題①」

## 現状と課題②

## 国道8号 彦根～東近江の渋滞により、通勤や買い物といった生活交通の利便性が低い

国道8号彦根～東近江では物流交通と生活交通が混在し、また、沿道施設へ出入りする車などにより、主に彦根市街地及び愛知川を渡る部分で渋滞が発生し、利便性が低下しています。

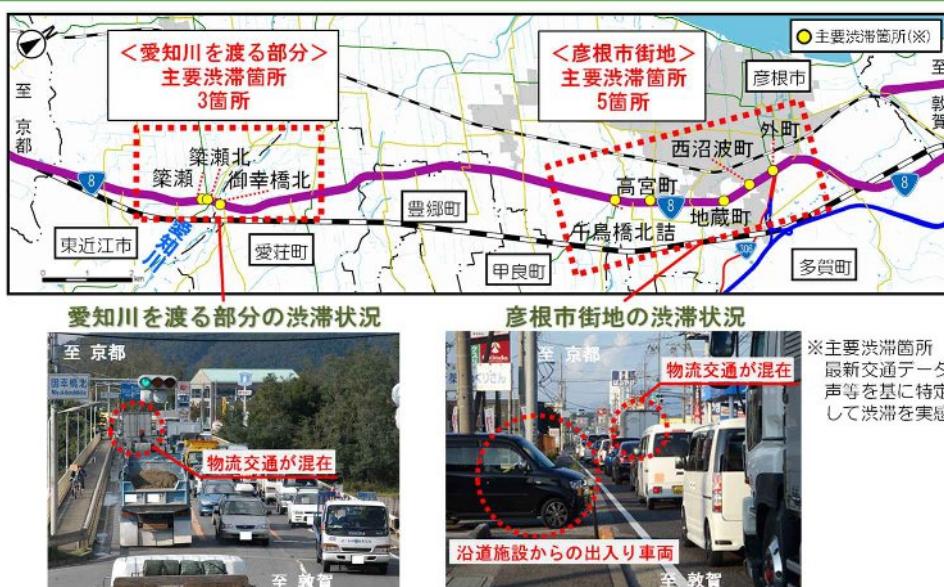


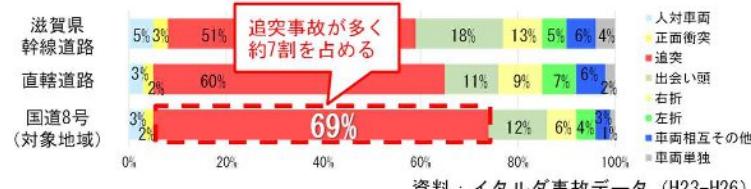
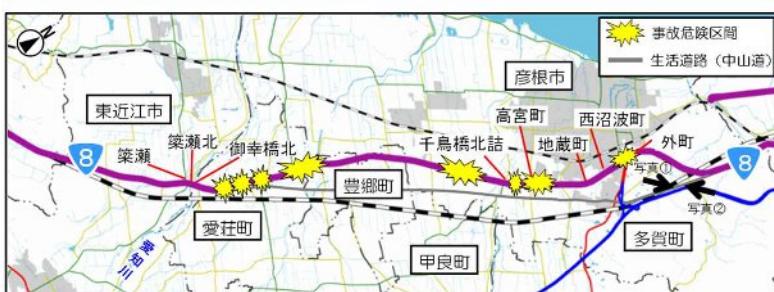
図 3-14(2) 地域の課題「現状と課題②」

### 現状と課題③

### 交通事故発生の危険性

国道8号彦根～東近江では追突事故が多く発生しています。また、国道8号彦根～東近江の渋滞をう回する車が生活道路に進入し、歩行者との接触事故の危険性があります。

#### 国道8号彦根～東近江の事故



#### 生活道路の状況



図3-14(3) 地域の課題「現状と課題③」

※イタルダ事故データ  
交通事故の調査研究、分析を行っている交通事故総合分析センター（略称：ITARDA（イタルダ）所有の交通事故故調査データ

### 現状と課題④

### 観光客の増加を促進

国道8号彦根～東近江の周辺地域に点在する観光地間の連携（ネットワーク）を強化し、県内外からの更なる誘客を促進するとともに、地域を活性化するための広域的な観光圏の形成が必要です。



#### 観光入込客数の推移



※伸び率は平成20年を1とした場合の比率  
出典) 滋賀県観光入込客統計調査

図3-14(4) 地域の課題「現状と課題④」

# 地域の課題(第1回地域の意見聴取結果)について

## ○調査目的

公共事業の効率性及びその実施過程の透明性の一層の向上を図るため、アンケート調査を実施し、国道8号彦根～東近江の道路計画について周辺地域の皆さんにご意見を伺いました。

第1回では、地域の皆さまが日頃感じている地域や道路の現状と課題についてお伺いしました。

## ○調査方法・調査期間・配布回収数

アンケート調査は、無作為抽出による郵送配布・留置き・Webの3種類の方法で平成29年3月1日～3月15日に実施しました。

調査方法及び配布・回収数は下表のとおりです。

調査期間：平成29年3月1日～3月15日

対象	対象	調査対象者	調査手法	配布数	回収数	
住民等	地域住民	彦根市、東近江市、愛荘町、豊郷町、甲良町、多賀町	郵送配布・回収	15,981部 (世帯)	5,290部 (世帯)	5,631部
	道路利用者	滋賀県等	Webアンケート(滋賀国道・滋賀県・自治体HP)	—	161部	
		沿道地域 <sup>※1</sup>	留置きアンケート(滋賀県庁、市町役場、道の駅 <sup>※2</sup> 等に配置)	—	180部	
事業所	事業所	彦根市、東近江市、愛荘町、豊郷町、甲良町、多賀町	郵送配布・回収	1,693部 (事業所)	680部 (事業所)	680部 (事業所)

※1 沿道地域：米原市、近江八幡市、竜王町

※2 道の駅：あいとうマーガレットステーション、奥永源寺溪流の里、せせらぎの里こうら、近江母の郷、伊吹の里、竜王かがみの里、アグリパーク竜王

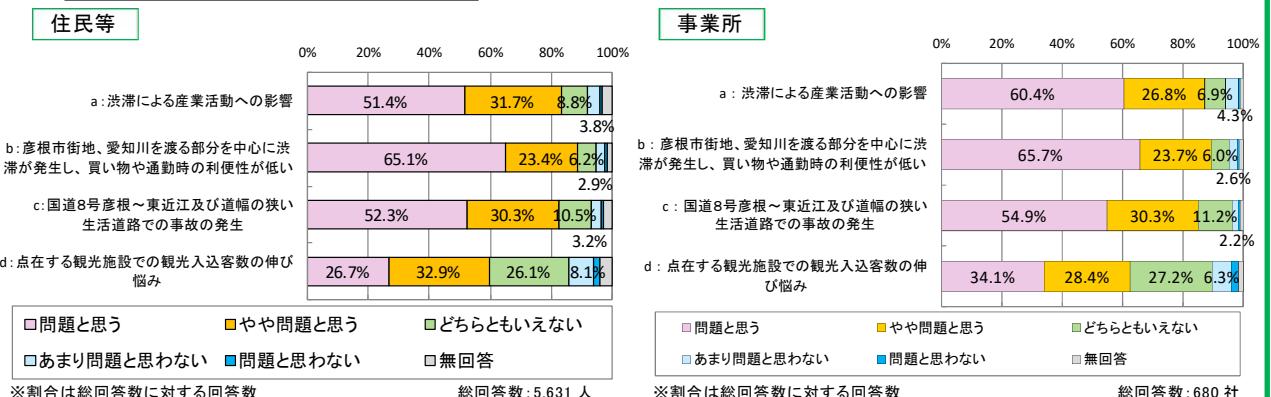
## ○調査結果及び分析等

### 【地域の課題】

住民等・事業所のアンケート調査結果とともに、道路交通に関する4項目(産業、渋滞、事故、観光)の全てにおいて、「問題だと思う(問題+やや問題)」の割合が概ね6割を上回っています。

特に、「b. 彦根市街地、愛知川を渡る部分を中心に渋滞が発生し、買い物や通勤時の利便性が低い」が問題だと思う割合は約9割と最も多くなっています。

#### 道路交通に関する4項目について



※割合は総回答数に対する回答数

総回答数: 5,631人

※割合は総回答数に対する回答数

総回答数: 680社

図3-15(1) 地域の課題「第1回地域の意見聴取結果について」その①

# 地域の課題(第1回地域の意見聴取結果)について

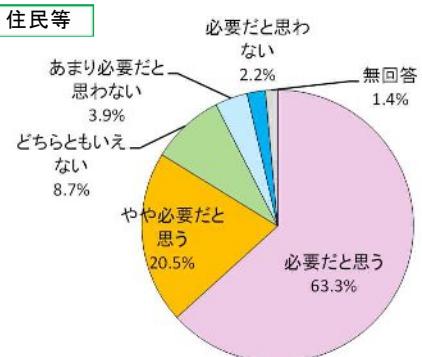
## その他、課題に関する主な意見

- ・彦根IC、外町、高宮町付近は、朝・夕常に渋滞し、JRの駅や病院、彦根市内に行くのに時間がかかる。
- ・国道8号の渋滞を避けて、中山道など、せまい道路の迂回交通量が増加しており、交通事故などの危険性が増している。
- ・観光施設へ行く時など渋滞していたら途中で嫌になり、やめてしまう。そうなると客数がへり、施設も潤わなくなり、地域も活性しなくなる。など

## 【道路整備の必要性】

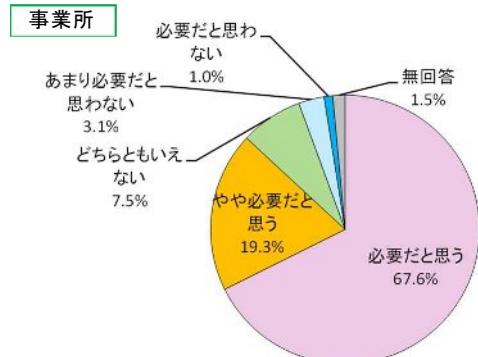
住民等・事業所のアンケート調査結果とともに、道路整備が「必要だと思う（必要+やや必要）」の割合は8割以上を占めています。

### 道路整備の必要性について



※割合は総回答数に対する回答数

総回答数: 5,631人



※割合は総回答数に対する回答数

総回答数: 680社

## 【まとめ】

地域の課題や道路整備の必要性についての意見を踏まえると、住民等・事業所とともに、道路交通に関する4項目(産業、渋滞、事故、観光)の課題について問題だと感じている方が多く、8割以上の方が道路整備の必要性を感じられています。

図3-15(2) 地域の課題「第1回地域の意見聴取結果について」その②

# 重視すべき事項(第2回地域の意見聴取結果)について

## ○調査目的

公共事業の効率性及びその実施過程の透明性の一層の向上を図るため、アンケート調査を実施し、国道8号彦根～東近江の道路計画について周辺地域の皆さんにご意見を伺いました。

第2回では、地域の課題を解決するための政策目標・配慮事項で重視すべき点についてお伺いしました。

## ○調査方法・調査期間・配布回収数

アンケート調査は、無作為抽出による郵送配布・留置き・Webの3種類の方法で平成30年9月27日～10月27日に実施しました。

調査方法及び配布・回収数は下表のとおりです。

調査期間：平成30年9月27日～10月27日

対象	対象	調査対象者	調査手法	配布数	回収数
住民等	地域住民	彦根市、東近江市、愛荘町、豊郷町、甲良町、多賀町	郵送配布・回収	15,615部 (世帯)	4,054部 4,336部
	道路利用者	沿道地域※1	留置きアンケート(滋賀県庁、市町役場、道の駅※2等に配置)	575部	
		滋賀県等	Webアンケート(滋賀国道・滋賀県・自治体HP)	—	282部
事業所	事業所	彦根市、東近江市、愛荘町、豊郷町、甲良町、多賀町	郵送配布・回収	1,963部 (事業所)	570部 (事業所)
					570部 (事業所)

※1 沿道地域：米原市、近江八幡市、竜王町

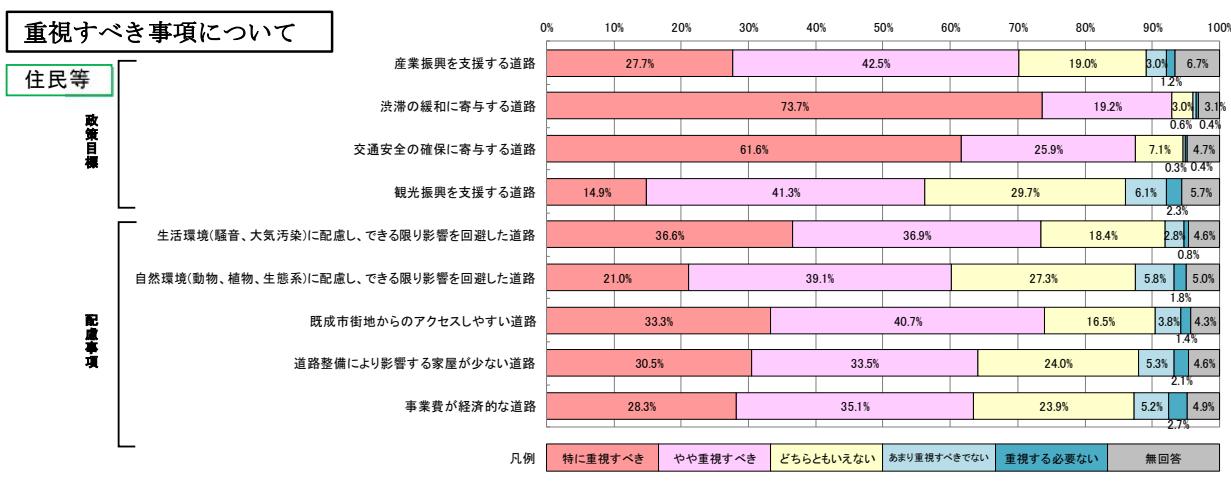
※2 道の駅：あいとうマーガレットステーション、奥永源寺溪流の里、せせらぎの里こうら、近江母の郷、伊吹の里、竜王かがみの里、アグリパーク竜王

## ○調査結果及び分析等

### 【地域の課題を解決するためのルート案検討時の重視事項】

住民等・事業所のアンケート調査結果とともに、今回のルート案に関する項目（政策目標、配慮事項）のすべてにおいて、「重視すべき（特に重視+やや重視）」の割合が概ね6割を超えていました。

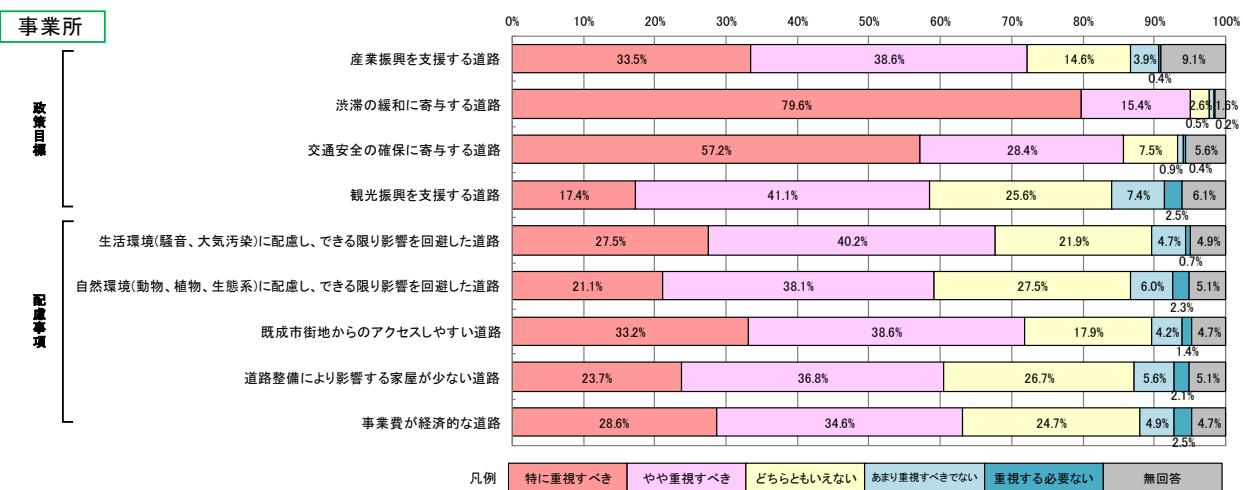
特に、政策目標についての「渋滞の緩和」、「交通安全の確保」を重視すべきだと思う割合が約9割と多くなっています。



※割合は総回答数に対する回答数

図3-16(1) 重視すべき事項「第2回地域の意見聴取結果について」その①

## 重視すべき事項(第2回地域の意見聴取結果)について



※割合は総回答数に対する回答数

総回答数: 570 社

### その他、重視すべき事項に関する主な意見

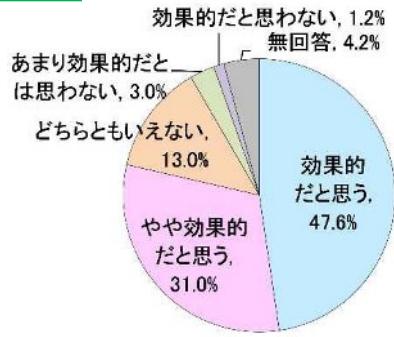
- ・大型車が新ルートに流れるようにし、名神への出入りがしやすいようにして国道 8 号の交通量を減らしてほしい。
- ・御幸橋、外町付近の渋滞解消に最大限配慮した道路を希望します。
- ・国道 8 号と並行している中山道の交通事故危険性回避を最優先すべき。
- ・長距離になってもいいので住宅地から離れた道をお願いします。
- ・災害時に混乱を軽減できるルートであり大勢の人が利用できる市街地に近いルート。など

### 【ルート帯案が効果的か否か】

住民等・事業所のアンケート調査結果とともに、今回のルート帯案が「効果的だと思う（効果的＋やや効果的）」の割合は概ね 8 割を占めています。

#### ルート帯案が効果的か否かについて

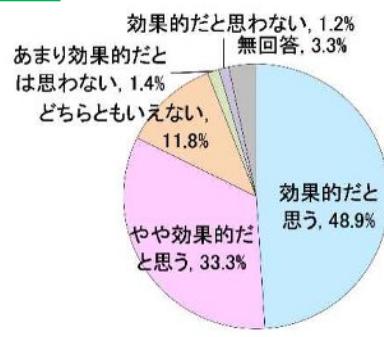
##### 住民等



※割合は総回答数に対する回答数

総回答数: 4,336 人

##### 事業所



※割合は総回答数に対する回答数

総回答数: 570 社

### 【まとめ】

地域の課題を解決するためのルート帯検討時における重視すべき事項の意見を踏まえると、住民等・事業所とともに、「渋滞の緩和」、「交通安全の確保」について重視すべきと感じている方が多く、約 8 割の方が今回のルート帯案が効果的と感じられています。

図 3-16 (2) 重視すべき事項「第2回地域の意見聴取結果について」その②

## 2. 複数案の設定にあたっての考え方

政策目標の達成に寄与する複数案として、滋賀県彦根市と滋賀県東近江市を結ぶ案とし、表3-9及び図3-17に示す複数案を選定しました。

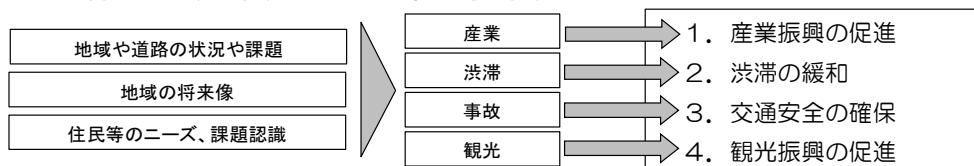
複数案のルート選定にあたっては、解決すべき課題から求められる政策目標（事業の目的）の達成度について、経済面、社会面、環境面などを総合的に比較検討し、3案を選定しました。

表3-9 ルートの概要

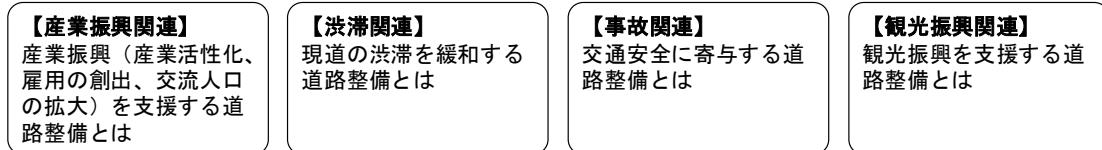
	【①案】 都市計画道路活用ルート	【②案】 山側ルート	【③案】 国道8号拡幅ルート
ルートの概要	既存の都市計画道路幅（彦根長浜幹線）を最大限活用したバイパスにより交通容量を拡大する案	支障移転による既成市街地への影響を最小限に抑えるため、彦根市街地の山側に導入したバイパスにより交通容量を拡大する案	現道（対面2車線）を4車線に拡幅（一部、立体交差）し、交通容量を拡大する案

### 【複数案のルート選定の考え方】

#### ◇当該地域の課題を早期に解決する政策目標の案を設定

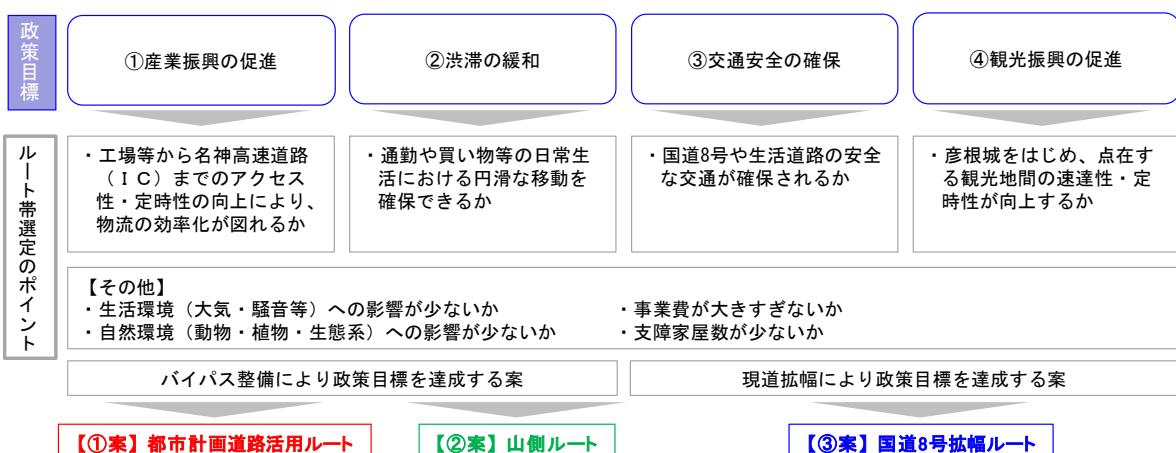


#### ◇対策案の検討

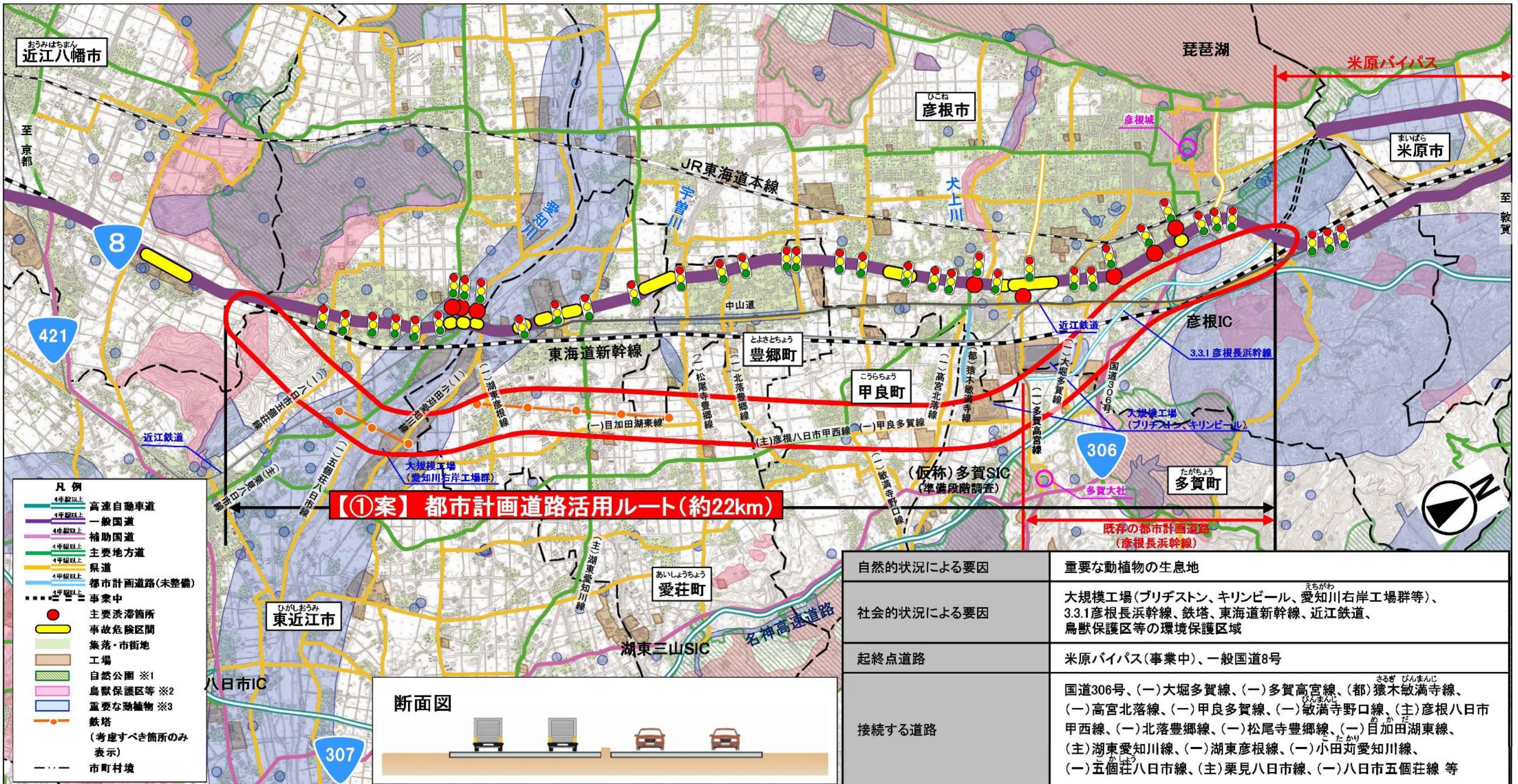


- 当該地域に求められるサービスとは  
 -名神高速道路へのアクセス向上  
 -国道8号の渋滞の緩和  
 -交通事故の減少  
 -彦根城をはじめ、点在する観光地間の道路ネットワークの強化

#### 当該地域の課題を解決し、地域の将来像を実現するルート案を設定



## 【①案】都市計画道路活用ルート(約22km)



※1:国定公園、県立自然公園、※2:鳥獣保護区、ラムサール条約登録湿地、保護水面、保安林、緑地環境保全地域、ヨシ群落保全地域、生息・生育地保護区、※3:重要な動物種、重要な植物種(巨樹・巨木林・天然記念物)、重要な植物群落

図 3-17(1) ルート帯案の概要 (【①案】都市計画道路活用ルート)

## 【②案】山側ルート(約23km)



※1: 国定公園、県立自然公園、※2: 鳥獣保護区、ラムサール条約登録湿地、保護水面、保安林、緑地環境保全地域、ヨシ群落保全地域、生息・生育地保護区、※3: 重要な動物種、重要な植物種(巨樹・巨木林・天然記念物)、重要な植物群落

図 3-17(2) ルート案の概要 (【②案】山側ルート)

### 【③案】国道8号拡幅ルート(約19km)

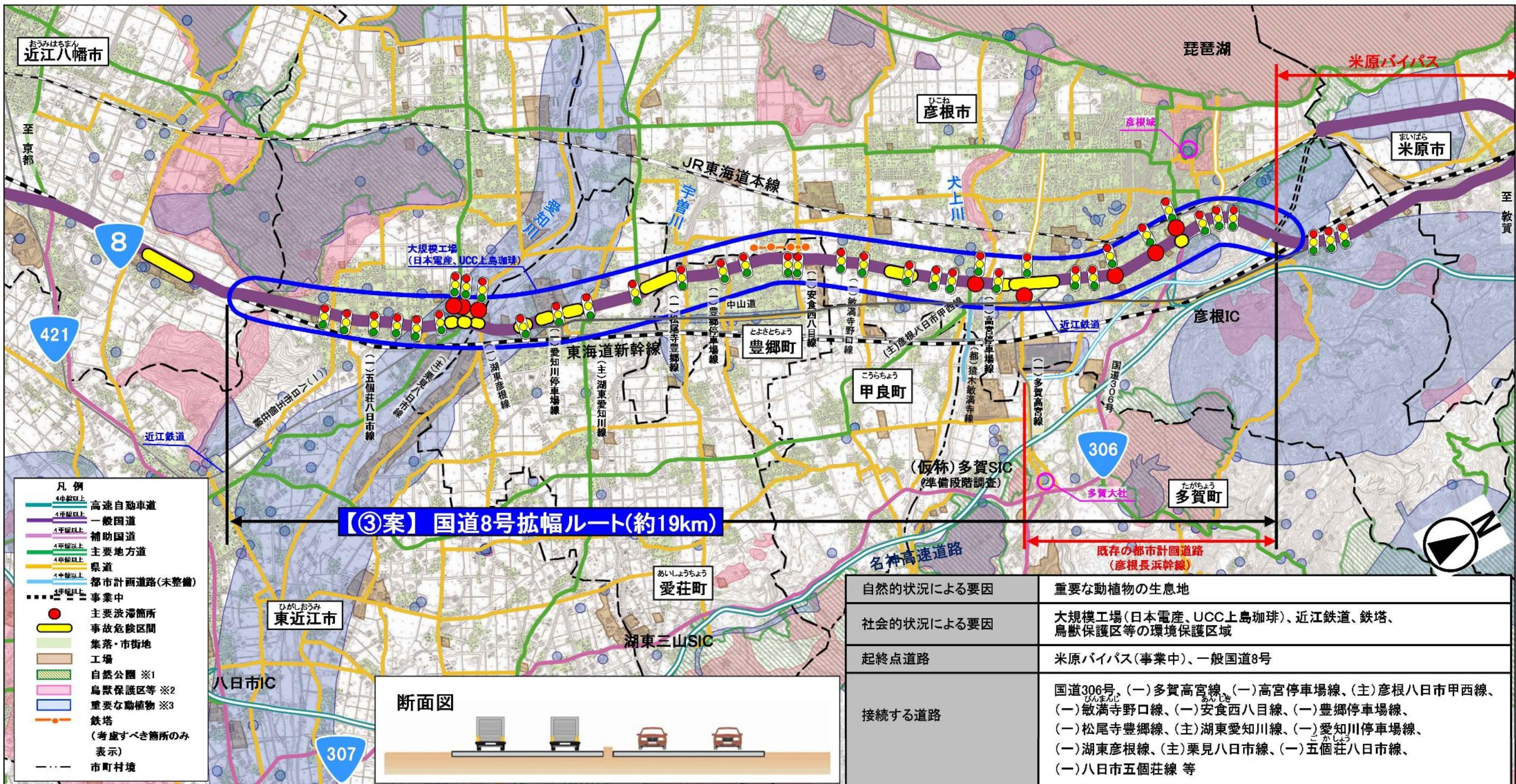


図 3-17(3) ルート带案の概要 (【③案】国道8号拡幅ルート)

### 3. 計画段階環境配慮書以降方法書までの検討の経緯

近畿地方小委員会での有識者や県民等の意見を踏まえ、事業予定者が、「計画段階環境配慮書」（以下、「配慮書」とします。）を作成し、令和元年11月18日の国土交通大臣意見をもって、配慮書の手続きを完了しました。その後、事業予定者が、配慮書において複数案としていたルート帶のうち、「【②案】山側ルート」を対応方針として決定しました。

選定した理由は、以下に示すとおりです。

#### <理由>

- ・「山側ルート」は、「産業振興の促進」、「渋滞の緩和」、「交通安全の確保」、「観光振興の促進」の全ての政策目標に寄与する。
- ・地域の意見聴取結果において、政策目標に関しては「産業振興の促進」、「渋滞の緩和」、「交通安全の確保」、「観光振興の促進」の全てについて重視すべきとする意見が寄せられており、「都市計画道路活用ルート」及び「山側ルート」が適している。
- ・配慮事項としては、「生活環境（騒音、大気汚染）への影響」、「市街地からのアクセス」、「影響する家屋」への配慮を望む意見が多く寄せられており、「山側ルート」は、特に「生活環境（騒音、大気汚染）への影響」、「影響する家屋」に対して配慮することができる。
- ・従って、総合的に判断して「山側ルート」が適していると考える。

### 4. 方法書以降準備書までの検討の経緯

対応方針の決定を受けて、令和2年8月に「環境影響評価方法書」（以下、「方法書」とします。）を作成し、公告・縦覧しました。縦覧期間中に「方法書説明会」を7回開催するとともに、一般及び知事から意見を聴取しました。

方法書の手続きは、令和2年12月24日の知事意見を受け、令和3年7月に項目並びに調査、予測及び評価の手法の決定を行って完了しました。その後、令和4年3月から都市計画素案やルート・構造に関する説明会を開催し、一般から都市計画素案に関する意見を聴取しました。

また、令和4年5月9日に事業予定者が関係行政機関への説明及び意見照会を行いました。滋賀県自然公園担当部局より滋賀県立自然公園条例の規定による許可申請の協議が必要との意見があり、その対応として詳細設計を進めるなかで、協議を行うこととしています。

## 5. 準備書以降評価書までの検討の経緯

令和 5 年 9 月に「環境影響評価準備書」（以下、「準備書」とします。）を作成し、公告・縦覧しました。縦覧期間中に「準備書説明会」を 7 回開催するとともに、一般及び知事から意見を聴取しました。準備書の手続きは、令和 6 年 5 月 30 日に知事意見が述べられたことをもって完了しました。

知事意見を勘案するとともに、一般的環境保全の見地からの意見に配意して準備書の記載事項について検討を加え、「環境影響評価書」（以下、「評価書」とします。）を作成し、令和 6 年 11 月に国土交通大臣及び都市計画同意権者である国土交通省近畿地方整備局長に送付しました。その後、令和 7 年 2 月に国土交通大臣及び国土交通省近畿地方整備局長から評価書に対して意見が述べされました。評価書は、当該意見を勘案して、記載事項について検討を加えて補正しました。

## 6. 環境保全への配慮事項

### 6.1 対象道路の位置・構造に係る配慮事項

#### (1) 対象道路の位置

対象道路は位置及び基本構造の検討段階から、市街地・集落、学校・病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設、注目すべき生息地、重要な植物群落等、主要な眺望点及び景観資源、主要な人と自然との触れ合いの活動の場及びそれを取り巻く自然資源、現在確認されている文化財の通過をできる限り避けるとともに、自然環境及び土地の改変量を極力抑えた計画としており、環境影響を回避又は低減させた計画としています。

#### (2) 対象道路の構造

渡河部においては、河川の改変を極力抑えるとともに、河川の機能を確保し、河川の流れを阻害しない河川幅を確保した計画とします。また、橋脚の設置を予定している芹川、犬上川及び愛知川では、低水路に接しない位置に橋脚を設置するとともに、必要以上に橋脚の断面積を大きくしない計画とします。

対象道路が通過する横断道路や水路については、橋梁構造による横断及び桁下空間の確保、カルバート等の設置、付け替え道路の整備、流路の付け替え、トンネル構造の採用により機能を確保します。また、橋梁構造及びトンネル構造の採用、カルバート等の設置により動物の移動経路の分断やロードキルの発生を極力回避する計画とします。

さらに、構造物・道路付属物の検討にあたっては、周辺景観との調和や地域住民に配慮するとともに、法面保護及び景観保全の観点から、法面は植生による緑化を行います。緑化にあたっては、在来種の使用により地域の生態系に影響が生じないように留意します。また、道路照明の構造については、周辺環境への影響に配慮します。

### 6.2 工事計画に係る配慮事項

#### (1) 工事全般

環境影響をできる限り回避又は低減するため、工事の実施にあたっては、低騒音・低振動型建設機械、排出ガス対策型建設機械を採用するとともに、作業者に対する資材の取り扱いの指導、停車中の車両等のアイドリングを止める、建設機械の複合同時稼働及び高負荷運転を極力避ける、不必要的音の発生を防ぐ等、作業方法の改善を行うこととし、事業実施数段階において現地条件等を勘案し必要に応じて実施します。

工事用車両の運行については、運搬経路の適切な設定、運搬車両及び積載量等の適切な管理を行うとともに、工事を平準化し、特定の時期、場所に集中しないよう計画します。また、工事用車両は点検整備を行い、性能を維持し、アイドリングストップの励行や法定速度の遵守等、工事用車両の運行方法に対する指導を事業実施数段階において現地条件等を勘案し必要に応じて実施します。

本事業により発生する建設副産物については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(昭和45年12月25日法律第137号)、「資源の有効な利用の促進に関する法律」(平成3年4月26日法律第48号)、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」(平成12年5月31日法律第104号)、「土壤汚染対策法」(平成14年5月29日法律第53号)、「建設工事で遭遇する地盤汚染対応マニュアル(改訂版)」(平成24年4月、独立行政法人 土木研究所)、「建設工事における自然由来重金属等含有岩石・土壤への対応マニュアル(暫定

版)」(平成 22 年 3 月、建設工事における自然由来重金属等含有土砂への対応マニュアル検討委員会)に基づき、建設発生土は盛土材として全て事業内利用するとともに、アスファルト・コンクリート塊及びコンクリート塊については工事の際には分別解体し、再資源化できないものについては、関係法令に基づいて適正に処理・処分します。伐採木については、事業実施段階において「土木工事現場における現場内利用を主体とした建設発生木材リサイクルの手引き(案)」(平成 17 年 12 月、独立行政法人 土木研究所) 等により、再利用を検討します。

建設発生土の仮置場を設置する場合は、その設置場所の選定にあたり、周辺の生活環境及び自然環境への影響に配慮するとともに、仮置場までの適切な運搬及び仮置場における適切な管理を図り、建設発生土の飛散及び流出等による周辺環境への影響を回避又は極力低減します。

なお、夜間作業が生じる場合は、夜間作業を極力少なくするよう工事計画を検討し、関係機関と協議の上、事業を進めます。

## (2) 工事施工ヤード、工事用道路の設置位置

工事施工ヤードは対象道路上を、工事用道路は既存道路を極力利用して、工事の実施による土地の改変を最小限に抑えた計画としています。工事の実施により、一時的な通行規制等が生じる場合は必要に応じて、う回路を設置し、横断道路の機能を確保します。

なお、詳細な工事用車両の運行ルート、車両の出入り位置等については、今後、工事計画を検討するにあたり、市街地・集落、学校・病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設に対する生活環境への影響に配慮して決定します。

## (3) 土工

土工の工事にあたっては、工事の実施により発生する濁水を河川等の公共用水域に直接流さないよう、必要に応じて仮設沈砂池、濁水処理施設を設置して施工します。また、盛土・切土の構築に際しては土砂流出が極力発生しないよう、速やかに法面整形や法面緑化を行うこととし、事業実施段階で現地条件等を勘案して必要に応じて実施します。

## (4) 橋梁工

橋脚の設置を予定している芹川、犬上川及び愛知川では、仮締切工法による直接流水に接しない施工を行うとともに、必要に応じて仮設材料による一時的な流路の切り回し等を行います。また、現地条件を勘案し、濁水の発生に留意した工法及び濁水を河川等に流さない方法を検討します。

橋梁等の塗装工事は、事業実施段階において、「鋼道路橋塗装・防食便覧 改定版」(平成 26 年 5 月、(社) 日本道路協会) 等の指針に基づき塗装の種類について検討し、揮発性有機化学物質の排出が少ない塗料・資材を使用するよう配慮します。

## (5) トンネル工事

トンネル工事の実施に伴う地下水の水位・水質への影響が懸念される場合には、工事前、工事中における地下水等の状況確認及びその結果を踏まえた施工方法を検討することで、環境負荷の回避・低減を図る計画としています。トンネル工事により発生する濁水については、現地条件を勘案し、濁水処理施設を設置する等、濁水を河川等の公共用水域に直接流さない方法を検討します。

なお、トンネル工事において発破を実施する場合には、事業実施段階で適切な火薬量による発破工法の採用や防音扉の設置等の環境保全措置を検討し、発破に伴う影響の低減に努めます。

## 6.3 その他の配慮事項

### (1) 温室効果ガス

工事中の温室効果ガス排出量の低減を図るため、効率的な施工計画の策定に努めるとともに、市場性、安定供給、性能、品質の確保にも留意しつつ、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）」（平成 12 年 5 月 31 日法律第 100 号）に基づく特定調達品目等（資材、建設機械及び工法）の使用に努めます。

また、事業実施にあたっては、省エネルギー性能の高い機器の活用等による工事中の排出削減対策、道路照明の LED 化等の省エネルギー設備の導入、道路管理に必要な電力について再生可能エネルギーの導入等を進めるとともに、本事業の供用前後における温室効果ガス排出量の変化の把握を検討する等、温室効果ガスの排出削減に努めます。

さらに、2050 年カーボンニュートラルの実現に向けた、地球温暖化対策計画や、「パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略」（令和 3 年 10 月閣議決定）等の見直しの状況を踏まえつつ、道路交通政策全体の検討状況を注視し、必要に応じて本事業の計画に反映します。

加えて、「地球温暖化対策の推進に関する法律」（平成 10 年 10 月 9 日法律第 117 号）に基づき、当該都市計画の目的の達成と調和を図りつつ、地球温暖化対策の推進に係る関係地方公共団体の実行計画と連携して、温室効果ガスの排出削減対策等が行われるよう配意します。

### (2) 埋蔵文化財

埋蔵文化財包蔵地については、事業実施段階において、「文化財保護法」（昭和 25 年 5 月 30 日法律第 214 号）等に基づき、関係機関と協議・連携の上、適切な措置を講じます。

## 第4章 都市計画対象道路事業実施区域及びその周囲の概況（地域特性）

### 第1節 自然的状況

調査区域における主な自然的状況を把握した結果の総括は、表 4-1 に示すとおりです。

表 4-1(1) 自然的状況

項目	調査区域の概況
大気環境の状況	<p><b>1. 気象の状況</b> 調査区域における気象の概況について、彦根地方気象台の令和 4 年の年平均気温は 16.6°C、年間降水量は 1426.0 mm、年平均相対湿度は 76%、年間日照時間は 1996.4 時間である。また、近江八幡地域気象観測所の令和 4 年の年間降水量は 1428.0mm であり、東近江地域気象観測所の令和 4 年の年平均気温は 15.0°C、年間降水量は 1436.0mm、年間日照時間は 1938.4 時間である。 彦根地方気象台の風速の平年値は、年間を通して 2.4m/s～4.0m/s、東近江地域気象観測所の風速の平年値は、年間を通して 1.5m/s～2.3m/s で推移している。</p> <p><b>2. 大気質の状況</b> 調査区域には、一般環境大気測定局が 3 局、有害大気汚染物質測定局が 2 局、ダイオキシン類測定局が 1 局あり、令和 3 年度は全ての測定局において、二酸化硫黄、浮遊粒子状物質、二酸化窒素、微小粒子状物質、有害大気汚染物質、ダイオキシン類の環境基準を達成している。一方、光化学オキシダントについては、全ての測定局で環境基準を超過している。</p> <p><b>3. 騒音の状況</b> 調査区域における道路交通騒音の調査結果は、騒音に係る環境基準により地域の類型が指定された 46 地点のうち 31 地点で環境基準を達成している。なお、調査区域における一般環境騒音に係る既存資料はない。</p> <p><b>4. 振動の状況</b> 調査区域における振動に係る既存資料はない。</p> <p><b>5. その他の状況</b> 調査区域における低周波音に係る既存資料はない。</p>
水環境の状況	<p><b>1. 水象の状況</b> 調査区域には、主な湖沼として琵琶湖、琵琶湖沿いに西の湖、伊庭内湖、曾根沼等の内湖がある。主な河川は芹川、犬上川、宇曽川、愛知川等が、主な湧水は十王村の水、弘法池湧水等がある。</p> <p><b>2. 水質の状況</b> 調査区域では、令和 3 年度に 6 地点で生活環境項目及び健康項目の測定が行われている。生活環境項目について、犬上川、宇曽川及び天野川では BOD、SS、DO 及び pH は環境基準を達成しているが、大腸菌群数は犬上川及び天野川で環境基準を超過している。また、琵琶湖の石寺と天野川沖では、DO、全窒素及び全りんは環境基準を達成しているが、その他の項目については、環境基準を超過している。琵琶湖の彦根港沖では、DO 及び全りんは環境基準を達成しているが、その他の項目については、環境基準を超過している。 健康項目については、全ての地点で環境基準を達成している。 なお、調査区域内において水質のダイオキシン類測定は実施されていない。</p> <p><b>3. 水底の底質の状況</b> 調査区域における水底の底質に係る既存資料はない。</p>

**表 4-1(2) 自然的状況**

項目	調査区域の概況
水環境の状況	<p><b>4. その他の状況</b></p> <p>調査区域では、令和3年度に5地区で地下水質の定期モニタリング調査、1地区で地下水のダイオキシン類調査が実施されている。地下水質については、トリクロロエチレンが東近江市の1地区（1地点）、テトラクロロエチレンが彦根市の2地区（4地点）で環境基準を超過しており、ダイオキシン類については、環境基準を達成している。</p>
土壤及び地盤の状況	<p><b>1. 土壤の状況</b></p> <p>調査区域には、細粒灰色低地土壤や礫質灰色低地土壤、細粒強グライ土壤等が広く分布している。山地には乾性褐色森林土壤等が分布している。</p> <p>調査区域には、「農用地の土壤の汚染防止等に関する法律」に基づき指定された農用地土壤汚染対策地域はない。なお、「土壤汚染対策法」に基づき指定された要措置区域及び形質変更時要届出区域、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき指定された区域がある。</p> <p>調査区域では、令和3年度に豊郷町安食西において土壤のダイオキシン類調査が実施されており、環境基準を達成している。</p> <p><b>2. 地盤の状況</b></p> <p>調査区域では、地盤沈下は観測されていない。</p> <p>調査区域では、地下水位及び地盤高の変動は確認されていない。</p>
地形及び地質の状況	<p><b>1. 地形の状況</b></p> <p>調査区域には、山地、丘陵地、台地・段丘、低地が分布している。</p> <p><b>2. 地質の状況</b></p> <p>調査区域には、一部で固結堆積物、火成岩積、ほとんどの平野部で礫、泥の未固結堆積物等が分布している。</p> <p><b>3. 重要な地形及び地質の状況</b></p> <p>調査区域には、学術上及び希少性の観点からの重要な地形として、「水郷低地、西の湖」が存在する。</p>
動植物の生息又は生育、植生及び生態系の状況	<p><b>1. 動物の生息の状況、重要な種及び注目すべき生息地の状況</b></p> <p>調査区域では、重要な動物種として、哺乳類26種、鳥類156種、爬虫類10種、両生類16種、魚類54種、昆虫類188種、底生動物58種、陸産貝類59種が確認されている。また、注目すべき生息地として、「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約」の条約湿地である琵琶湖等の11箇所が確認されている。</p> <p><b>2. 植物の生育の状況、重要な種及び群落の状況</b></p> <p>調査区域では、重要な植物種として440種が確認されているほか、天然記念物が10箇所指定されている。また、多数の巨樹・巨木林等が選定されている。</p> <p>調査区域では、重要な植物群落として荒神山のタブ林、「滋賀県自然環境保全条例」の緑地環境保全地域である老蘇の森、「滋賀県琵琶湖のヨシ群落の保全に関する条例」で指定されているヨシ群落保全区域等の36箇所が確認されている。</p> <p><b>3. 植生の状況</b></p> <p>調査区域における植生として、山地では、多くがスギ等の植林地として利用されているが、アベマキーコナラ群集、モチツツジーアカマツ群集等の広葉樹林や針葉樹林もみられる。水域では、低地を流れる河川周辺にはハンノキ群落等の水辺植生や竹林もみられる。また、琵琶湖沿いの内湖には、ヨシ等の抽水植物群落が発達しているほか、琵琶湖湖岸には砂丘植生もみられる。</p> <p><b>4. 生態系の状況</b></p> <p>調査区域における地域を特徴づける生態系として、「山地・丘陵地の樹林を中心とする生態系」、「低地・台地の田園域を中心とする生態系」、「河川を中心とする生態系（上流域、中～下流域）」、「琵琶湖・内湖を中心とする生態系」の4つを設定した。</p>

表 4-1(3) 自然的状況

項目	調査区域の概況
景観及び人と自然との触れ合い活動の場の状況	<p><b>1. 景観の状況</b> 調査区域には、彦根城、佐和山、箕作山等 18 箇所の主要な眺望点が存在する。また、荒神山、繖山、琵琶湖等 54 箇所の景観資源が存在する。</p> <p><b>2. 人と自然との触れ合いの活動の場の状況及び利用の状況</b> 調査区域には、湖東三山自然歩道、彦根市荒神山自然の家、河辺いきものの森等 44 箇所の人と自然との触れ合いの活動の場が存在する。</p>
一般環境中の放射性物質の状況	調査区域では、彦根保健所及び東近江保健所の 2 地点において、空間放射線量率が測定されている。環境省が示している汚染状況重点調査地域の指定要件や除染実施計画を策定する地域の要件である 1 時間あたり $0.23 \mu\text{Sv}$ 以上の数値に該当している地点はない。

## 第2節 社会的状況

調査区域における主な社会的状況を把握した結果の総括は、表 4-2 に示すとおりです。

表 4-2(1) 社会的状況

項目	調査区域の概況
人口及び産業の状況	<p><b>1. 人口の状況</b> 関係市町の人口は合計 385, 215 人で、滋賀県全体の 27.3%を占めている。</p> <p><b>2. 産業の状況</b> 関係市町の産業別就業者数の構成比は、一次産業就業者は 5, 538 人、二次産業就業者は 67, 614 人、三次産業就業者は 109, 087 人となっている。</p>
土地利用の状況	調査区域では、大部分を山林や田が占めており、また、宅地としても利用されている。
河川、湖沼及び海域の利用並びに地下水の利用の状況	<p><b>1. 河川、湖沼並びに地下水の利用状況</b> 調査区域では、地下水を水源として利用する浄水場が多く、琵琶湖湖岸沿いでは琵琶湖の表流水、山間部では河川の表流水を水源として利用している。 関係市町の上水道・簡易水道普及率は 91.5~100%となっている。</p> <p><b>2. 漁業権等</b> 調査区域には、「滋賀県漁業調整規則」による保護水面及び水産動物の採捕禁止区域、琵琶湖海区漁業調整委員会により指示された貝類の採捕禁止区域及び水産動物の採捕禁止区域がある。また、調査区域の河川には、内水面第 5 種共同漁業権の設定された漁場があり、漁業協同組合が管理する漁業規則により遊漁期間や漁具が定められている。</p>
交通の状況	<p><b>1. 道路網</b> 調査区域には、高速自動車国道として名神高速道路や主要な一般国道として国道 8 号等がある。</p> <p><b>2. 鉄道網</b> 調査区域を通過する鉄道には、JR 東海道本線、JR 東海道新幹線、近江鉄道彦根・多賀大社線、近江鉄道万葉あかね線、近江鉄道湖東近江路線及び近江鉄道水口・蒲生野線がある。</p>
学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設の配置の状況及び住宅の配置の概況	<p>調査区域には、幼稚園 21 箇所、認定こども園 30 箇所、保育所 54 箇所、その他保育事業所 20 箇所、小学校 53 校、中学校 28 校、高等学校 16 校、専修学校 2 校、大学・短期大学 5 校、特別支援学校 5 校、社会福祉施設 125 箇所、図書館 13 箇所、病院 13 箇所が存在する。</p> <p>住宅は、主に国道 421 号沿線、JR 東海道本線の彦根駅、南彦根駅、近江八幡駅周辺に分布している。</p>
下水道の整備の状況	関係市町の公共下水道普及率は、78.7~100.0%となっている。
環境の保全を目的として法令等により指定された地域その他の対象及び当該対象に係る規制の内容その他の状況	<p><b>1. 大気汚染防止法第五条の二第一項の規定により定められた指定地域</b> 調査区域には、指定地域はない。</p> <p><b>2. 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法第六条第一項及び第八条第一項の規定により定められた窒素酸化物対策地域及び粒子状物質対策地域</b> 調査区域には、対策地域はない。</p> <p><b>3. 幹線道路の沿道の整備に関する法律第五条第一項の規定により指定された沿道整備道路</b> 調査区域には、沿道整備道路はない。</p>

表 4-2(2) 社会的状況

項目	調査区域の概況
環境の保全を目的として法令等により指定された地域その他の対象及び当該対象に係る規制の内容その他の状況	<p>4. 自然公園法第五条第一項の規定により指定された国立公園、同条第二項の規定により指定された国定公園又は同法第七十二条の規定により指定された都道府県立自然公園の区域 調査区域には、琵琶湖国定公園、湖東県立自然公園、三上・田上・信楽県立自然公園がある。</p> <p>5. 自然環境保全法第十四条第一項の規定により指定された原生自然環境保全地域、同法第二十二条第一項の規定により指定された自然環境保全地域又は同法第四十五条第一項の規定により指定された都道府県自然環境保全地域 調査区域には、自然環境保全地域はない。</p> <p>6. 世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約第十一条二の世界遺産一覧表に記載された文化遺産及び自然遺産の区域 調査区域には、文化遺産及び自然遺産の区域はない。</p> <p>7. 近畿圏の保全区域の整備に関する法律第五条第一項の規定により指定された近郊緑地保全区域 調査区域には、近郊緑地保全区域はない。</p> <p>8. 都市緑地法第五条第一項の規定により指定された緑地保全地域又は同法第十二条第一項の規定により指定された特別緑地保全地区の区域 調査区域には、緑地保全地域及び特別緑地保全地区はない。</p> <p>9. 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律第三十六条第一項の規定により指定された生息地等保護区の区域 調査区域には、生息地等保護区の区域はない。</p> <p>10. 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第二十八条第一項の規定により指定された鳥獣保護区等の区域 調査区域には、鳥獣保護区が 8 箇所、そのうち特別保護地区が 2 箇所、特定猟具使用禁止区域（銃器）が 40 箇所ある。</p> <p>11. 特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約第二条一の規定により指定された湿地の区域 調査区域では、琵琶湖（西の湖を含む）が指定されている。</p> <p>12. 文化財保護法第二条第一項に基づく有形文化財、第百九条第一項の規定により指定された史跡、名勝（庭園、公園、橋梁及び築堤にあっては、周囲の自然的環境と一体をなしていると判断されるものに限る。）又は天然記念物（動物又は植物の種を単位として指定されている場合における当該種及び標本を除く。）、重要文化的景観（第百三十四条）、重要伝統的建造物群保存地区（第百四十四条）、並びに埋蔵文化財包蔵地 調査区域には、有形文化財（建造物）350 箇所、有形文化財（彫刻）181 箇所、有形文化財（建造物、彫刻以外）177 箇所、有形民俗文化財 9 箇所、史跡、名勝及び天然記念物 69 箇所、重要伝統的建造物群保存地区及び重要文化的景観 5 箇所、埋蔵文化財包蔵地 1051 箇所、無形民俗文化財 29 箇所が存在している。</p> <p>13. 「保護林制度の改正について」により指定された保護林の区域 調査区域には、保護林の区域はない。</p> <p>14. 環境基本法第十六条第一項の規定により定められた騒音に係る環境基準の類型の指定状況 調査区域では、A 類型、B 類型、C 類型が指定されている。</p>

表 4-2(3) 社会的状況

項目	調査区域の概況
環境の保全を目的として法令等により指定された地域その他の対象及び当該対象に係る規制の内容その他の状況	<p>15. 環境基本法第十六条第一項の規定により定められた水質汚濁に係る環境基準の類型の指定状況 調査区域では、河川 AA 類型、河川 A 類型、河川 B 類型、湖沼 AA 類型、湖沼 II 類型、湖沼生物 A 類型、湖沼生物 1 類型が指定されている。</p> <p>16. 環境基本法第十七条第一項の規定により策定された公害防止計画の策定の状況 調査区域では、公害防止計画は策定されていない。</p> <p>17. 騒音規制法第三条第一項及び第十七条第一項に基づく指定地域内における自動車騒音の限度、地域指定状況、区域の区分、時間の区分の状況 調査区域では、騒音に係る環境基準の地域における A 類型が a 区域、B 類型が b 区域、C 類型が c 区域として指定されている。</p> <p>18. 騒音規制法第三条第一項及び第十五条第一項に基づく特定建設作業騒音基準、地域指定状況、区域の区分、時間の区分の状況 調査区域には、第 1 号区域、第 2 号区域がある。</p> <p>19. 振動規制法第十六条第一項に規定する道路交通振動の限度、地域指定状況、区域の区分、時間の区分の状況 調査区域では、各市町により定められた振動の規制に係る区域の第 1 種区域が第 1 種区域、第 2 種区域（I）及び（II）が第 2 種区域として指定されている。</p> <p>20. 振動規制法第三条第一項及び第十五条第一項に基づく特定建設作業の規制に関する基準、地域指定状況、区域の区分、時間の区分の状況 調査区域には、第 1 号区域、第 2 号区域がある。</p> <p>21. 土壤汚染対策法第六条第一項に係る指定地域の指定状況 調査区域には、要措置区域及び形質変更時要届出区域がある。</p> <p>22. ダイオキシン類対策特別措置法第二十九条第一項に係る対策区域の指定状況 調査区域には、ダイオキシン類土壤汚染対策地域はない。</p> <p>23. 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十五条の十七第一項により指定された区域 調査区域には、指定された区域がある。</p> <p>24. 農用地の土壤の汚染防止等に関する法律第三条第一項に係る農用地土壤汚染地域の指定状況 調査区域には、農用地土壤汚染対策地域はない。</p> <p>25. 森林法第二十五条の規定により指定された保安林のうち、公衆の保健又は名所若しくは旧跡の風致の保存のために指定された保安林 調査区域には、保健保安林及び風致保安林がある。</p> <p>26. 都市計画法第八条第一項第七号の規定により指定された風致地区的区域 調査区域には、箕作山、布施山、芹川ダム等の風致地区が 18 地区ある。</p> <p>27. 都市緑地法第四条第一項の規定により定められた緑地の保全又は緑化の推進に関する基本計画（緑の基本計画） 調査区域では、彦根市、近江八幡市、米原市において緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画（緑の基本計画）が策定されている。</p> <p>28. 景観法第八条第一項の規定により景観行政団体が定める良好な景観の形成に関する計画（景観計画） 調査区域では、滋賀県、彦根市、近江八幡市、東近江市、米原市において良好な景観の形成に関する計画（景観計画）が策定されている。</p>

表 4-2(4) 社会的状況

項目	調査区域の概況
環境の保全を目的として法令等により指定された地域その他の対象及び当該対象に係る規制の内容その他の状況	<p><b>29. 地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律第五条第一項の規定により市町村が定める歴史的風致の維持及び向上に関する計画（「歴史的風致維持向上計画」）</b> 調査区域では、彦根市において歴史的風致維持向上計画が策定されている。</p> <p><b>30. 都市計画法第八条第一項第一号の規定により定められた用途地域</b> 調査区域では、用途地域が定められている。</p> <p><b>31. 地方公共団体の条例等に基づく地下水の採取が規制される区域等</b> 調査区域では、東近江市と愛荘町において水源保護地域が定められている。</p> <p><b>32. 地方公共団体の条例等に基づく自然環境の保全を目的に指定された区域</b> 調査区域では、緑地環境保全地域（老蘇の森、押立神社の社叢林）、ヨシ群落保全区域、生息・生育地保護区（布施溜・新溜水生植物生育地保護区、佐目風穴コウモリ類および石灰岩性植物生息・生育地保護区）が指定されている。</p>
その他の事項	<p><b>1. 廃棄物等に係る関係法令</b> 滋賀県においては、「滋賀県廃棄物処理計画」が策定され、その後廃棄物の減量や適性処理の推進に取り組んでおり、「第五次滋賀県廃棄物処理計画」を策定している。</p> <p><b>2. 廃棄物等の再利用・処分技術の現況</b> 滋賀県においては、「第五次滋賀県廃棄物処理計画」が策定されており、産業廃棄物の令和7年度の将来予測値は、再生利用率が46%、最終処分率は2.8%となっている。</p> <p><b>3. 廃棄物等の処理施設等の立地状況</b> 調査区域には、最終処分の産業廃棄物処理業者は2社、中間処理業者は31社ある。</p>

## 第5章 計画段階環境配慮書における調査、予測及び評価の結果

計画段階配慮事項に関する調査・予測・評価の手法は、概ねのルートの位置や基本的な道路構造等を検討する段階における事業計画の熟度や検討スケールに応じた環境配慮を適切に実施できる手法としました。

調査は、複数案が含まれるエリア全体を広域的に調査できる既存資料に基づき、計画段階における環境配慮が必要な対象である検討対象（大気質や騒音では集落・市街地、動物であれば重要な種の生息地など）の位置・分布を把握する方法とし、把握できたものについては、表 5-1 に示すとおりです。

また、予測は、環境の状況の変化を把握する方法とし、評価は、環境影響の程度を整理、比較する方法としました。

表 5-1 計画段階配慮事項に関する調査、予測、評価の手法

計画段階 配慮事項	検討対象	調査手法	予測手法	評価手法
自動車の走行による大気質	集落・市街地 <sup>※1</sup> の位置	既存資料	集落・市街地の位置と複数案との位置関係を把握	回避又は通過の状況を整理・比較
自動車の走行による騒音				
道路の存在による地形及び地質（地下水）	重要な箇所 ・重要な地形及び地質、湧水 <sup>※2</sup>	既存資料	重要な箇所の位置と複数案との位置関係を把握	回避又は通過、分断の状況を整理・比較
道路の存在による動物	重要な種の生息地 ・重要な動物種 <sup>※3</sup>	既存資料	重要な種の生息地の位置と複数案との位置関係を把握	回避又は通過、分断の状況を整理・比較
道路の存在による植物	重要な種・群落の生育地 ・重要な植物群落 <sup>※7</sup> ・巨樹・巨木林 <sup>※8</sup> ・天然記念物 <sup>※9</sup>	既存資料	重要な種・群落の生育地の位置と複数案との位置関係を把握	回避又は通過、分断の状況を整理・比較
道路の存在による生態系	生態系の保全上重要であって、まとまって存在する自然環境 ・重要湿地 <sup>※12</sup> ・重要拠点区域及び生態回廊 <sup>※13</sup> ・自然公園 <sup>※10</sup> ・鳥獣保護区 <sup>※4</sup> ・保安林 <sup>※14</sup> ・ラムサール条約登録湿地 <sup>※5</sup> ・保護水面、採捕禁止区域 <sup>※6</sup> ・緑地環境保全地域 <sup>※15</sup> ・ヨシ群落保全区域 <sup>※16</sup> ・生息・生育地保護区 <sup>※17</sup> ・自然 100 選 <sup>※18</sup>	既存資料	生態系の保全上重要であって、まとまって存在する自然環境との位置関係を把握	回避又は通過、分断の状況を整理・比較
道路の存在による景観	重要な箇所 ・主要な眺望点、景観資源 <sup>※11</sup>	既存資料	重要な箇所の位置と複数案との位置関係を把握	回避又は通過、分断の状況を整理・比較

※1) 集落・市街地の既存資料：「土地利用細分メッシュデータ」（令和元年 7 月 19 日現在、国土数値情報 HP）の建物用地

※2) 重要な地形及び地質の既存資料：「日本の地形レッドデータブック 第 1 集 新装版」（平成 12 年、日本の地形レッドデータブック作成委員会）、湧水の既存資料：「湧水保全ポータルサイト」（令和元年 7 月 19 日現在、環境省 HP）

※3) 重要な動物種の既存資料：「第 2 回自然環境保全基礎調査 動物分布調査 滋賀県」（昭和 54～56 年、環境庁）他

※4) 鳥獣保護区の既存資料：「平成 30 年度狩猟者必携滋賀県鳥獣保護区等位置図」（平成 30 年 10 月、滋賀県琵琶湖環境部自然環境保全課）

※5) ラムサール条約登録湿地：「ラムサール条約と条約湿地」（令和元年 7 月 19 日現在、環境省 HP）

※6) 保護水面、禁止区域：「遊漁の手帖」（平成 31 年 3 月、滋賀県農政水産部水産課）

※7) 重要な植物群落の既存資料：「第 2 回自然環境保全基礎調査」（昭和 56 年、環境庁）、「滋賀県自然環境保全条例」（昭和 48 年 10 月 9 日滋賀県条例第 42 号）、「滋賀県琵琶湖のヨシ群落の保全に関する条例」（平成 4 年 3 月 30 日滋賀県条例第 17 号）

※8) 巨樹・巨木林の既存資料：「第 4 回自然環境保全基礎調査」（昭和 63 年～平成 5 年、環境庁）、「第 6 回自然環境保全基礎調査」（平成 11 年～17 年、環境省）

※9) 天然記念物の既存資料：「文化財目録」（令和元年 7 月 19 日現在、滋賀県 HP）他

※10) 自然公園の既存資料：「自然環境保全課【自然公園 特別地域（特別保護地区）】関係の申請書」（令和元年 7 月 19 日現在、滋賀県 HP）

※11) 主要な眺望点、景観資源の既存資料：「第 3 回自然環境保全基礎調査 滋賀県自然環境情報図」（平成元年、環境庁）他

※12) 「生物多様性の観点から重要度の高い湿地」（環境省）

※13) 「滋賀県ビオトープネットワーク長期構想」（平成 21 年 2 月、滋賀県）

※14) 「森林法」（昭和 26 年 6 月 26 日法律第 249 号）

※15) 「滋賀県自然環境保全条例」（昭和 48 年 10 月 9 日滋賀県条例第 42 号）

※16) 「滋賀県琵琶湖のヨシ群落の保全に関する条例」（平成 4 年 3 月 30 日滋賀県条例第 17 号）

※17) 「ふるさと滋賀の野生動植物との共生に関する条例」（平成 18 年 3 月 30 日滋賀県条例第 4 号）

※18) 「守りたい育てたい湖国の自然 100 選」（滋賀県）

複数案のルート選定にあたっては、解決すべき課題から求められる政策目標の達成度について、経済面、社会面、環境面などを総合的に比較検討し、表 5-2 に示すとおり、①案：都市計画道路活用ルート、②案：山側ルート、③案：国道 8 号拡幅ルートの 3 案を選定しました。

表 5-2 ルートの概要

	【①案】 都市計画道路活用ルート	【②案】 山側ルート	【③案】 国道 8 号拡幅ルート
ルートの概要	既存の都市計画道路幅（彦根長浜幹線）を最大限活用したバイパスにより交通容量を拡大する案	支障移転による既成市街地への影響を最小限に抑えるため、彦根市街地の山側に導入したバイパスにより交通容量を拡大する案	現道（対面 2 車線）を 4 車線に拡幅（一部、立体交差）し、交通容量を拡大する案

本事業に係る計画段階配慮事項について、各ルート帶における環境影響を検討した結果は、以下のとおりです。

①案は、地形及び地質（地下水）の 1 つの環境要素において、環境影響の程度が極めて小さく、大気質、騒音、動物、植物、生態系、景観の 6 つの環境要素において、環境影響の程度が比較的小さいと評価しました。

②案は、地形及び地質（地下水）の 1 つの環境要素において、環境影響の程度が極めて小さく、大気質、騒音、動物、植物、生態系、景観の 6 つの環境要素において、環境影響の程度が比較的小さいと評価しました。

③案は、地形及び地質（地下水）の 1 つの環境要素において、環境影響の程度が極めて小さく、動物、生態系の 2 つの環境要素において、環境影響の程度が比較的小さく、大気質、騒音、植物、景観の 4 つの環境要素において、環境影響の程度が他のルート帶より大きいと評価しました。

よって、③案は、他のルート帶より環境影響が大きいと評価しました。

また、①案と②案では、大気質、騒音においては、①案の方が集落・市街地を通過する割合が大きく、②案より環境影響は大きいと評価しました。一方、植物、生態系、景観においては、②案の方がまとまって存在する自然環境や重要な箇所を多く通過する結果となっています。動物においては、重要な種の生息地を通過する箇所は①案、②案で同じ結果となっています。

なお、②案については地山改変を極力小さく出来る構造も検討することから、起点側の山地に存在する動物、生態系、景観への影響は回避又は低減されることが予測されます。

今後、具体的なルートの位置や道路構造を決定する段階では、できる限り集落・市街地、重要な種の生息地等、重要な種・群落の生育地等、生態系の保全上重要であって、まとまって存在する自然環境、重要な箇所（重要な地形及び地質、湧水、主要な展望点、景観資源）を避けて計画します。

なお、各検討対象について、回避が困難又は、必ずしも十分に低減されないおそれのある場合には、今後の環境影響評価の中で調査・予測・評価を行い、必要に応じて適切な環境保全措置を検討します。

## 第6章 計画段階環境配慮書についての国土交通大臣意見と都市計画決定権者の見解

環境影響評価法第5条第1項第5号の規定に基づく配慮書についての環境の保全の見地からの国土交通大臣意見と同法第40条第2項の規定により読み替えて適用される同法第5条第1項第6号の規定に基づく都市計画決定権者の見解は、表6-1に示すとおりです。

表6-1(1) 配慮書についての国土交通大臣意見と都市計画決定権者の見解

環境要素	国土交通大臣意見	都市計画決定権者の見解
総論	<p>(1) 対象事業実施区域の設定 今後の詳細なルートの位置及び道路構造の検討に当たっては、環境の保全上重要な以下の施設等への影響を回避又は極力低減すること。</p> <p>ア. 市街地及び集落並びに学校・病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設及び住居（以下「住居等」という。） イ. 琵琶湖国定公園、湖東県立自然公園 ウ. 主要な河川、水源地 エ. 鳥獣保護区、自然環境保全法（昭和47年法律第85号）に基づく自然環境保全基礎調査の第6・7回調査（植生調査）において自然度が高いとされた植生、巨樹・巨木林 オ. 「滋賀県景観計画」（平成21年3月滋賀県）において指定している景観形成地区、「彦根市景観計画」（平成19年6月彦根市）において指定している景観形成地域、景観資源、眺望点及び人と自然との触れ合いの活動の場 カ. 史跡、名勝、天然記念物及び文化財</p> <p>(2) 環境影響評価の項目の選定等 今後設定する対象事業実施区域及びその周辺において、上記(1)の環境の保全上重要な施設等が存在する場合には、環境影響評価の項目の選定に当たって考慮するものとし、本事業に伴い影響を受けるおそれのある大気質、騒音、振動、水質、地形及び地質、日照阻害、動物、植物、生態系、景観、人と自然との触れ合いの活動の場、廃棄物等その他環境要素に係る項目から、環境影響評価の項目を適切に選定すること。</p> <p>また、今後、本事業の実施に伴い当該道路への連絡道路が計画され、それにより本事業の実施に伴う環境影響に追加的な影響が生ずるおそれがある場合は、方法書以降の手続において、連絡道路の存在・供用を前提とした調査、予測及び評価を行うこと。</p>	<p>都市計画対象道路事業実施区域の設定にあたっては、環境の保全上重要と考えられる対象について、実行可能な範囲内でできる限り回避又は低減しました。 今後の詳細なルートや構造の検討にあたっては、環境の保全上重要と考えられる対象について、実行可能な範囲内でできる限り回避又は低減に努めます。</p>
		<p>環境影響評価の項目は、事業特性及び重要な保全対象を含む地域特性を踏まえ、適切に選定しました。 なお、本事業に伴い影響を受けるおそれのある項目として、大気質、騒音、振動、低周波音、水質、日照阻害、動物、植物、生態系、景観、人と自然との触れ合いの活動の場、文化財、廃棄物等を選定しました。 また、今後、本事業の実施に伴い当該道路への連絡道路が計画され、それにより本事業の実施に伴う環境影響に追加的な影響が生じるおそれがある場合は、今後の環境影響評価の手続きにおいて、連絡道路の存在・供用を前提とした調査、予測及び評価を行います。</p>

**表 6-1(2) 配慮書についての国土交通大臣意見と都市計画決定権者の見解**

環境要素	国土交通大臣意見	都市計画決定権者の見解
大気環境	<p>想定区域及びその周辺は、市街地及び集落が分布し、住居等が多数存在しているほか、市街地及びその周辺は自動車交通騒音が環境基準を超過している。特に、国道8号が通過する想定区域内の一部には都市計画において住居系利用地域に指定されている区域及び住居等が集中して立地している区域が存在する。このため、当該区域を通過することが想定される①案及び③案については、本事業の実施に伴う住居等への自動車交通騒音及び排気ガス等の影響を回避又は極力低減すること。特に③案は大部分が市街地及び集落を通過するルートであり、現道を拡幅することに伴う交通量の増大による自動車交通騒音及び排気ガス等の影響が大きくなるおそれがあることから、当該案の採用の判断に当たり、住居等への影響を回避又は極力低減できるか慎重に検討すること。また、②案の採用を検討する場合においても、本事業の実施に伴う住居等への影響を回避又は極力低減すること。</p>	<p>今後の詳細なルートや構造の検討にあたっては、市街地及び集落に対する騒音及び大気質による影響に配慮します。</p> <p>また、今後の環境影響評価の手続きにおいて、必要に応じ、調査、予測、評価及び環境保全措置の検討を行います。</p>
水環境	<p>本事業は、琵琶湖に流入する河川等を横断するため、土地の改変等に伴う濁水等の発生、水量の減少による水環境への影響が懸念される。このため、土工量等を抑制する位置及び道路構造の採用により、本事業の実施に伴う水の濁り等による影響を回避又は極力低減すること。特に、橋梁構造を採用する場合は、河川内の土工量を抑制する位置及び構造の採用により、河床掘削等に伴う水の濁り等による影響を回避又は極力低減すること。また、トンネル構造を採用する場合は、土工量を抑制し、地下水環境に影響を回避及び極力低減する位置及び構造の採用により、地下水及び河川流量等への影響を回避又は極力低減すること。</p>	<p>今後の詳細なルートや構造の検討にあたっては、土地の改変等に伴う水の濁り等による影響、橋梁構造による河床掘削等に伴う水の濁り等による影響、トンネル構造による地下水及び河川流量等に対する水環境への影響に配慮します。</p> <p>また、今後の環境影響評価の手続きにおいて、必要に応じ、調査、予測、評価及び環境保全措置の検討を行います。</p>

表 6-1(3) 配慮書についての国土交通大臣意見と都市計画決定権者の見解

環境要素	国土交通大臣意見	都市計画決定権者の見解
動植物及び生態系	想定区域及びその周辺は、琵琶湖国定公園等の重要な自然環境のまとまりの場が確認されているほか、②案のルート上には、湖東県立自然公園の第3種特別地域等が存在している。このため、詳細なルート及び道路構造の検討にあたっては、本事業の実施に伴う自然環境への影響を慎重に検討し、これらの重要な自然環境の直接改変及び分断を回避又は極力低減すること。	今後の詳細なルートや構造の検討にあたっては、重要な動植物の生息・生育地及び生態系への影響に配慮します。 また、今後の環境影響評価の手続きにおいて、必要に応じ、調査、予測、評価及び適切な環境保全措置の検討を行います。
景観及び人と自然との触れ合いの活動の場	想定区域及びその周辺には、琵琶湖国定公園及び湖東県立自然公園の利用施設や「滋賀県景観計画」における「芹川河川景観形成地区」等が存在することから、これらの眺望点から重要な眺望景観及び人と自然との触れ合いの活動の場への影響が懸念される。このため、詳細なルート及び道路構造の検討に当たっては、景観資源、眺望点及び人と自然との触れ合いの活動の場の直接改変を回避又は極力低減するとともに、本地域の景観との調和を図り、人と自然との触れ合い活動の場の機能を低下させないよう配慮すること。	今後の詳細なルートや構造の検討にあたっては、景観資源、眺望点、人と自然との触れ合いの活動の場への影響及び「滋賀県景観計画」における「芹川河川景観形成地区」等に配慮します。 また、今後の環境影響評価の手続きにおいて、必要に応じ、調査、予測、評価及び環境保全措置の検討を行います。
廃棄物等	本事業は、市街地及び集落並びに山林を一部通過する計画であり、本事業の実施に伴う土地改変、掘削等により建設発生土及び廃棄物が多く発生するおそれがある。このため、詳細なルートの位置及び道路構造の検討に当たり、土工量を抑制する位置及び構造の採用等により土量バランスを考慮した上で、建設発生土及び廃棄物の発生量を抑制すること。	今後の詳細なルートや構造の検討にあたっては、土量バランスを考慮し、建設発生土及び廃棄物の発生量の抑制に配慮します。 また、今後の環境影響評価の手続きにおいて、必要に応じ、調査、予測、評価及び環境保全措置の検討を行います。
温室効果ガス	工事に伴う温室効果ガスをできる限り削減するよう、工事における省エネや再生可能エネルギーの利用等の環境保全措置を検討すること。	工事に伴う温室効果ガスをできる限り削減するよう、工事における省エネや再生可能エネルギーの利用等を踏まえて工事計画を検討します。